旭区マスコットキャラクター
あさひくん

旭区連合自治会町内会連絡協議会９月定例会

日　時：令和７年９月 19 日（金）
午前 10 時 00 分から
場　所：新館大会議室（旭区役所新館２階）

1　警察・消防からのお知らせ

資料番号	議題	配布先
1-1	旭警察署からのお知らせ（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆生活安全ニュース、交通ニュース等を同封しますので、ご覧ください。 ◆問合せ先　旭警察署生活安全課・交通課（TEL：361-0110）	単会会長
1-2	旭消防署からのお知らせ（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆毎月の火災・救急状況及び都岡特別救助隊 全国救助大会出場についてのお知らせを同封しますので、ご覧ください。 ◆問合せ先　旭消防署総務・予防課（TEL：951-0119）	単会会長

2　横浜市町内会連合会定例会結果報告

資料番号	議題	配布先
2-1	「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について（事業説明） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆横浜市は、令和８年度から令和 11 年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。策定にあたっての考え方や骨子を示した「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。この「新たな中期計画の基本的方向」について、市民意見募集を行います。 ◆市民意見募集期間　９月 22 日（月）から 10 月 21 日（火）まで ◆問合せ先　政策経営局経営戦略課（TEL：671-2010）	単会会長
2-2	「明るい終活応援講座」の実施について（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆今般、いわゆる「終活」など、人生のエンディング期に関する市民の皆様の関心が高まってきています。より多くの方に、最後まで自分らしい人生を送るためのヒントや、終活の内容を知っていただき元気なうちから備えることの大切さを学んでいただきたく、啓発講座を実施します。また、講座の内容を地域の中でも共有いただきたく、情報提供します。 ◆開催日　12 月２日（火）　◆申込開始日　10 月 14 日（火） ◆問合せ先　健康福祉局福祉保健課（TEL：671-3428）	単会会長

資料番号	議題	配布先
2-3	**お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について（情報提供）** ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆自治会・町内会の皆様にトイレパックをお試しいただき、災害時のトイレ対策として御家庭でトイレパックの備蓄を進めていただくことを目的としています。今回お配りするのは、品質保証期間が令和８年度までのものですので、備蓄ではなくお試し用として使用していただくことをお願いします。 ◆申込期間　10 月 17 日（金）から 23 日（木）まで ◆お渡し期間　11 月 17 日（月）から 11 月 29 日（土）まで ◆問合せ先　資源循環局街の美化推進課（TEL：671-2555）	単会会長
2-4	**災害用備蓄食料の更新に伴う無償配布について（情報提供）** ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：申込みについてご検討をお願いします。 ◆横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りしますので、お知らせします。 ◆申込期間　９月 25 日(木) から 10 月 14 日(火)まで ◆問合せ先　【全般について】総務局地域防災課（TEL：671-2011） 【配付日時、場所について】旭区総務課（TEL：954-6007）	単会会長
2-5	**「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の申請期限延長について（情報提供）** ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：８月下旬に単位会長あて資料を送付しておりますので、定例会等で情報提供の上、是非申請をご検討ください。 ◆「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、申請期限を延長することとし、各自治会町内会・地区連合町内会に向けて８月下旬に郵送にて情報提供させていただきました。是非、本補助金のご活用についてご検討ください。 ◆申込期限　11 月 30 日（日）まで（地域の防犯力向上緊急補助金） 10 月 31 日（金）まで（自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金） ◆問合せ先　市民局地域活動推進課（TEL：671-2317）	別送

3　旭区連合自治会町内会連絡協議会　議題

資料番号	議題	配布先
3-1	**令和７年度共同募金運動へのご協力について（依頼）** ◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 単位会長：戸別募金の募集および納入にご協力をお願いします。 ◆令和７年度共同募金運動の実施に伴う戸別募金へのご協力について、お願い申し上げます。 ◆問合せ先　旭区社会福祉協議会（TEL：392-1123）	別送

資料番号	議題	配布先
3-2	**ブロック塀等改善事業の周知への御協力について（依頼）** ◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆地震時に倒壊の恐れがあるブロック塀の改善に対し、市が費用の一部を補助する制度について周知したく、関連資料をご説明します。なお、令和７年度中に補助事業を実施する場合は、10 月 31 日（金）までに「事前相談票」の提出をお願いします。 ◆問合せ先　建築局建築防災課（TEL：671-2930）	単会 会長
3-3	**旧上瀬谷通信施設地区に関する都市計画手続きについて（情報提供）** ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆９月下旬に予定している、旧上瀬谷通信施設地区に関する都市計画市素案説明会等について、広報よこはま９月号あさひ区版や市ホームページに詳細を掲載しておりますので、情報提供します。 ◆都市計画市素案説明会開催日　９月 26 日（金）【旭公会堂】 ９月 27 日（土）【瀬谷公会堂】 ◆問合せ先　脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷整備推進課（TEL：900-0703）	単会 会長
3-4	**新たなインターチェンジ整備事業における環境影響評価方法書の縦覧及び説明会開催について（情報提供）** ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業における環境影響評価方法書を縦覧し、説明会を開催します。 ◆開催日　10 月 22 日（水）予定　【旭公会堂】 10 月 18 日（土）予定　【瀬谷公会堂】 ◆問合せ先　脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷交通整備課（TEL：671-4607）	単会 会長
3-5	**横浜動物の森公園中央道路　開通時期の見通しについて（情報提供）** ◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 ◆横浜動物の森公園における、中央道路の開通時期の見通しについて報告します。 ◆問合せ先　みどり環境局　公園緑地事業課（TEL：671-2684）	連長
3-6	**「２０２６旭オープンガーデン」会場募集について（情報提供）** **◆お願いしたいこと** 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆「２０２６旭オープンガーデン」の開催にあたり、会場募集を行います。同封のチラシをご覧いただき、ぜひご応募ください。 ◆募集期間　９月１日（月）から 10 月 31 日（金）まで **◆問合せ先**　旭区区政推進課（TEL：954-0626）	単会 会長

資料番号	議題	配布先
3-7	**令和７年度　旭区地域ケア会議の開催について（依頼）** ◆お願いしたいこと 　地区連長：旭区地域ケア会議へのご出席をお願いします。 ◆各地区における包括レベル地域ケア会議では「見守り」がよくテーマになっていますが、方法や関わり方に悩む声が聞かれます。今回の区レベル地域ケア会議は、講師による「見守りについて」の講義を踏まえた上で、地域の実情に即した見守りのあり方を話し合います。現場の不安を軽減する機会としたく、各連合自治会町内会から代表者のご出席をお願いします。 ◆申込期限　10 月 31 日（金） ◆問合せ先　旭区高齢・障害支援課（TEL：671-9161）	連長
3-8	**６区合同（旭・保土ケ谷・緑・戸塚・泉・瀬谷）災害時医療のぼり旗掲出訓練の実施に伴う告知ポスターの掲出について（依頼）** ◆お願いしたいこと 　地区連長：ご承知おきください。 　単位会長：掲示板に掲出をお願いします。 ◆震度６弱以上の大規模震災発生時に診療可能な医療機関は「診療中」「開局中」と表示した“のぼり旗”を掲げますが、今年度の訓練を、10 月 20 日（月）から 22 日（水）の 3 日間、旭区ほか市内６区合同で実施します。ついては、掲示板へのポスターの掲出をお願いします。 ◆掲出期間　９月下旬から 10 月 22 日（水）まで ◆問合せ先　旭区福祉保健課（TEL：954-6101）	掲示
3-9	**お悔み窓口の設置について（情報提供）** **◆お願いしたいこと** 　地区連長：ご承知おきください。 ◆お亡くなりになった方の区役所での手続について、御遺族の負担軽減を図るため、お悔み窓口を設置します。 **◆問合せ先**　旭区戸籍課（TEL：954-6030）	連長
3-10	**令和７年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について（依頼）** ◆お願いしたいこと 　地区連長：地区連合でとりまとめ後、資料をご提出ください。 　単位会長：資料のご提出をお願いします。 ◆地域に貢献していただいている各自治会町内会の役員等の方に、区として感謝の意を表し、感謝状を贈呈しています。ついては、今年度の候補者の推薦をお願いします。 ◆提出期限　10 月 10 日（金）【各自治会町内会から地区連合自治会町内会長】 　　10 月 17 日（金）【地区連合自治会町内会長から旭区役所】 ◆問合せ先　旭区地域振興課（TEL：954-6095）	単位会長

4　その他（情報提供、講演会・催事等の案内等）

資料番号	議題	配布先
4-1	**「あさひさんさんウォーク 2025」の開催について（情報提供）** ◆お願いしたいこと 　地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 　単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆「あさひさんさんウォーク 2025」のイベントについて、イベントチラシを配布し周知します。 ◆開催期間　10 月 1 日（水）から 11 月 30 日（日）まで ◆問合せ先　旭区福祉保健課（TEL：954-6146）	単位会長
4-2	**あさひの逸品キャンペーンの実施について（情報提供）** ◆お願いしたいこと 　地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 　単位会長：定例会等で情報提供・周知をお願いします。 ◆「あさひの逸品」を多くの方々に知っていただくために、「あさひの逸品キャンペーン」を実施します。 ◆開催期間　10 月 1 日（水）から 11 月 30 日（日）まで ◆問合せ先　旭区地域振興課（TEL：954-6095）	単位会長
4-3	**第 35 回旭ふれあい区民まつり開催に係るポスター掲示について（掲出依頼）** ◆お願いしたいこと 　地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 　単位会長：掲示板に掲出をお願いします。 ◆「旭ふれあい区民まつり」の開催について広く区民の皆様にご案内するため、掲示板への掲出についてご協力をお願いします。 ◆開催日　10 月 19 日（日） 　掲出期間　９月下旬から 10 月 19 日（日）まで ◆問合せ先　旭区地域振興課（TEL：954-6091）	掲示
4-4	**横浜地区の合同調停相談会の開催に伴う告知ポスターの掲出について（掲出依頼）** ◆お願いしたいこと 　地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 　単位会長：掲示板に掲出をお願いします。 ◆（公財）日本調停協会連合会の横浜地区の調停協会（横浜民事調停協会・横浜家事調停協会・神奈川民事調停協会・保土ヶ谷民事調停協会）が合同で調停手続無料相談会を実施します。不動産・近隣トラブル・借金・交通事故・相続・離婚・養育費などでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。ついては、掲示板へのチラシの掲出をお願いします。 ◆開催日　11 月 15 日（土） ◆問合せ先　横浜地方裁判所 総務課庶務第二係（TEL：664-8778） 　　横浜家庭裁判所 総務課庶務係（TEL：345-3505）	掲示

資料番号	議題	配布先
4-5	令和７年度 旭区人権啓発講演会・児童虐待防止啓発地域連携事業にかかる案内チラシについて（掲出依頼） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：掲示板に掲出をお願いします。 ◆令和７年度旭区人権啓発講演会・児童虐待防止啓発地域連携事業を開催します。ついては、掲示板への案内チラシの掲出をお願いします。 ◆開催日　11 月 27 日（木） 申込期間　10 月 18 日（土）から 11 月 17 日（月）まで 掲出期間　10 月 1 日（水）から 11 月 27 日（木）まで ◆問合せ先　旭区総務課（TEL：954-6005）	掲示
4-6	よこはまくらしナビの掲示依頼について（掲出依頼） ◆お願いしたいこと 地区連長：地区連合定例会等で情報提供をお願いします。 単位会長：掲示板に掲出をお願いします。 ◆旭区内での消費生活問題啓発のため、横浜市消費生活総合センターが発行しているよこはまくらしナビの掲示を依頼します。 ◆掲出期間　各自治会町内会の掲示板空き状況に合わせて掲出ください。 ◆問合せ先　旭区地域振興課（TEL：954-6091）	掲示
4-7	秋の里山ガーデンフェスタ 2025 の開催について（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 ◆秋の里山ガーデンフェスタ 2025 を開催します。約 100 品種の花々が咲く里山ガーデンへぜひお越しください。 ◆開催期間　９月 20 日(土)から 10 月 19 日(日)まで ◆問合せ先　みどり環境局動物園課（TEL：671-2624）	連長
4-8	各種表彰の受賞者について（情報提供） ◆お願いしたいこと 地区連長：ご承知おきください。 ◆各種表彰制度に基づく受賞者の方々の顕著な活動等を広く地域にお知らせするため、各種受賞者一覧表を作成しましたのでご承知おきください。 ◆問合せ先　旭区総務課（TEL：954-6005）	連長

５　地域広報紙等の配布について（地区連合会長への情報提供）

（１）あさひきた（VOL.15）　※旭北地区連合自治会　広報紙
（２）みんなの若葉台（No.480）　※若葉台連合自治会　広報紙
（３）みんなの若葉台（No.481）　※若葉台連合自治会　広報紙
（４）防災フェスタのお知らせ　※希望が丘南地区連合自治会
（５）二俣川ニュータウンだより（Vol.15）　※二俣川ニュータウン連合町内会 広報紙
（６）YOKOHAMA SAKONYAMA連合だより（No.118）※左近山連合自治会 広報紙
（７）YOKOHAMA SAKONYAMA連合だより（No.119）※左近山連合自治会 広報紙

旭区連会ホームページを開設しました！

自治会町内会の活動紹介や、地域活動を行う上で役に立つ旭区関連の情報など掲載しています。
ぜひご覧ください。

【URL】
https://rarea.events/features/asahikurenkai_yokohama

※右の二次元バーコードからもご覧いただけます

【定例会結果報告はこちら】

旭区連会ホームページに掲載しております！
「定例会資料」のページをご確認ください。

【次回日程】
◎旭区連合自治会町内会連絡協議会 10 月定例会
日　時：令和 7 年 10 月 17 日（金）　午前 10 時 00 分から
場　所：公会堂講堂（旭区役所４階）

旭警察署生活安全ニュース 令和7年9月号

旭警察署生活安全課
045-361-0110(内線261)

刑法犯の発生状況　令和7年8月末

	令和7年	令和6年	増 減
特殊詐欺	31	50	−19
空き巣	10	11	−1
自動車盗	17	9	+8
オートバイ盗	28	28	±0
自転車盗	103	94	+9
不同意わいせつ	9	11	−2
強盗	1	0	+1
ひったくり	0	1	−1
器物損壊、忍込み等	491	387	+104
総件数	690	591	+99

特殊詐欺の発生状況　令和7年8月末

神奈川県内

	令和7年	令和6年	増減
件数	1,558	1,161	+397

令和7年　被害金額	約76億1700万円

旭区内

	令和7年	令和6年	増減
件数	31	50	−19

令和7年　被害金額	約1億4300万円

非行少年の状況　令和7年8月末

犯罪少年検挙人数

	令和7年	令和6年	増減
件数	59	71	−12

不良行為少年補導人数

	令和7年	令和6年	増減
件数	1,377	1,355	+22

☆旭警察署からのお知らせ
～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!
旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。
○ 右記のＱＲコードから登録画面に移行できます。
○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。
○ 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

【申請画面QRコード】

みんなでつくろう！　安全・安心の街　旭！

特殊詐欺発生件数（8月）

発生件数4件

発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
2月17日	笹野台3丁目	金融機関騙り	キャッシュカード1枚	焦らされて考える暇が無かった					
1月30日	今宿1丁目	金融機関騙り	キャッシュカード1枚	相手が名乗った身分を信じた					
8月4日	若葉台4丁目	警察官騙り	キャッシュカード9枚	相手が名乗った身分を信じた					
8月2日	中白根2丁目	息子騙り	現金280万	自分が騙されると思っていなかった					

場所	川島町	四季美台	鶴ケ峰1丁目	鶴ケ峰2丁目	鶴ケ峰本町1丁目	鶴ケ峰本町2丁目	鶴ケ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月									
累計	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月									
累計	1件	0件	1件	1件	0件	1件	1件	1件	0件

場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月									1件
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件

場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	2件	0件

場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月								1件	
累計	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	1件

場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月								1件	
累計	0件	0件	1件	0件	3件	0件	0件	1件	0件

場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月					1件				
累計	0件	0件	2件	1件	1件	0件	1件	1件	0件

８　月　中　前　兆　電　話　入　電　地　区　一　覧

場所	川島町	四季美台	鶴ケ峰１丁目	鶴ケ峰２丁目	鶴ケ峰本町１丁目	鶴ケ峰本町２丁目	鶴ケ峰本町３丁目	西川島町	中希望が丘
当月									1件
累計	3件	2件	2件	2件	0件	2件	0件	0件	4件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川１丁目	二俣川２丁目	本宿町	本村町	中尾１丁目
当月			1件	1件		1件			
累計	4件	4件	3件	3件	1件	4件	0件	2件	3件

場所	中尾２丁目	中沢１丁目	中沢２丁目	中沢３丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根１丁目
当月		2件							
累計	2件	3件	0件	1件	3件	0件	2件	1件	1件

場所	白根２丁目	白根３丁目	白根４丁目	白根５丁目	白根６丁目	白根７丁目	白根８丁目	中白根１丁目	中白根２丁目
当月					2件				
累計	1件	0件	1件	2件	3件	0件	1件	1件	1件

場所	中白根３丁目	中白根４丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根１丁目
当月	1件				1件			1件	
累計	1件	1件	1件	3件	5件	0件	3件	8件	1件

場所	上白根２丁目	上白根３丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿１丁目	今宿２丁目
当月									1件
累計	2件	1件	0件	7件	6件	1件	1件	1件	5件

場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台１丁目	若葉台２丁目	若葉台３丁目	若葉台４丁目	金が谷
当月				1件					
累計	0件	5件	0件	1件	1件	3件	1件	0件	1件

場所	金が谷１丁目	金が谷２丁目	笹野台１丁目	笹野台２丁目	笹野台３丁目	笹野台４丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月									1件
累計	1件	0件	2件	0件	2件	2件	0件	1件	3件

あさひ地域安全ニュース

旭警察署生活安全課通信

令和7年9月号

乗り物が盗まれている！

旭署管内で乗り物盗が多発しています。
被害は、昼夜間を問わず発生しており、
被害に遭われている乗り物の約7割が、

無施錠

です。

短時間でも離れるときは、
鍵を掛けて
さらに、ひと手間で
ダブルロック
をして盗まれないようにする！

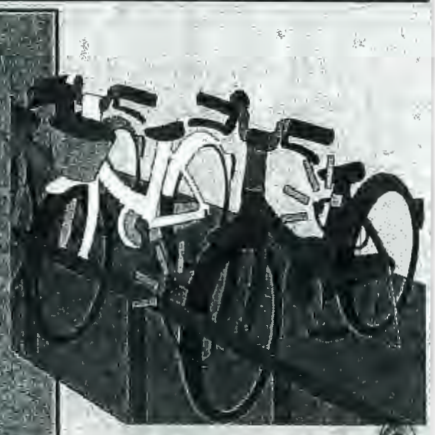

旭警察署 防犯相談 旭警察署 生活安全課

旭警察署交通ニュース令和7年9月号

◎8月末の事故状況前年対比

	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2025年	338	1	16	370	386
2024年	358	4	21	384	405
前年比	-20	-3	-5	-14	-19

2025年月別事故発生件数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	39	44	61	40	40	30	41	43

順位	都道府県別交通死亡事故数ワースト順位(8月末)
1位	東京(85)
2位	神奈川(83)
3位	大阪(76)

◎8月中の時間別発生件数【2時間単位】

※データはすべて速報値です

◎8月中の事故類型別件数

事故類型		2024 数	2024 死者数	2024 負傷者数	2025 数	2025 死者数	2025 負傷者数
人対車両	横断歩道横断中	1	0	1	1	0	1
	その他	5	0	5	7	0	7
車両相互	すれ違い時	2	0	2	0	0	0
	出会い頭	2	0	2	5	0	5
	右折時 その他	1	0	1	1	0	1
	右折時 右折直進	1	0	1	4	0	4
	左折時	4	0	4	2	0	2
	正面衝突	3	0	4	2	0	5
	車両相互その他	6	0	6	11	0	11
	追突	10	0	13	6	0	11
	追越追抜き時	0	0	0	0	0	0
車両単独	車両単独	2	0	2	4	0	4
列車	列車	0	0	0	0	0	0
合計		37	0	41	43	0	51

令和7年9月21日（日）から9月30日（火）まで

秋の全国交通安全運動を実施します

スローガン

～反射材 わたしとかがやく 夜の道～

～高齢者 模範を示そう 交通マナー～

反射材は、車の運転手に、歩行者の存在を早いうちに知らせることができるので、反射材を身につけている人は、つけていない人より発見されやすくなり、事故に遭いにくくなります。

『つける』『見つける』反射材とライトで安全確保

◎旭警察署管内　町内会別

令和7年8月末現在

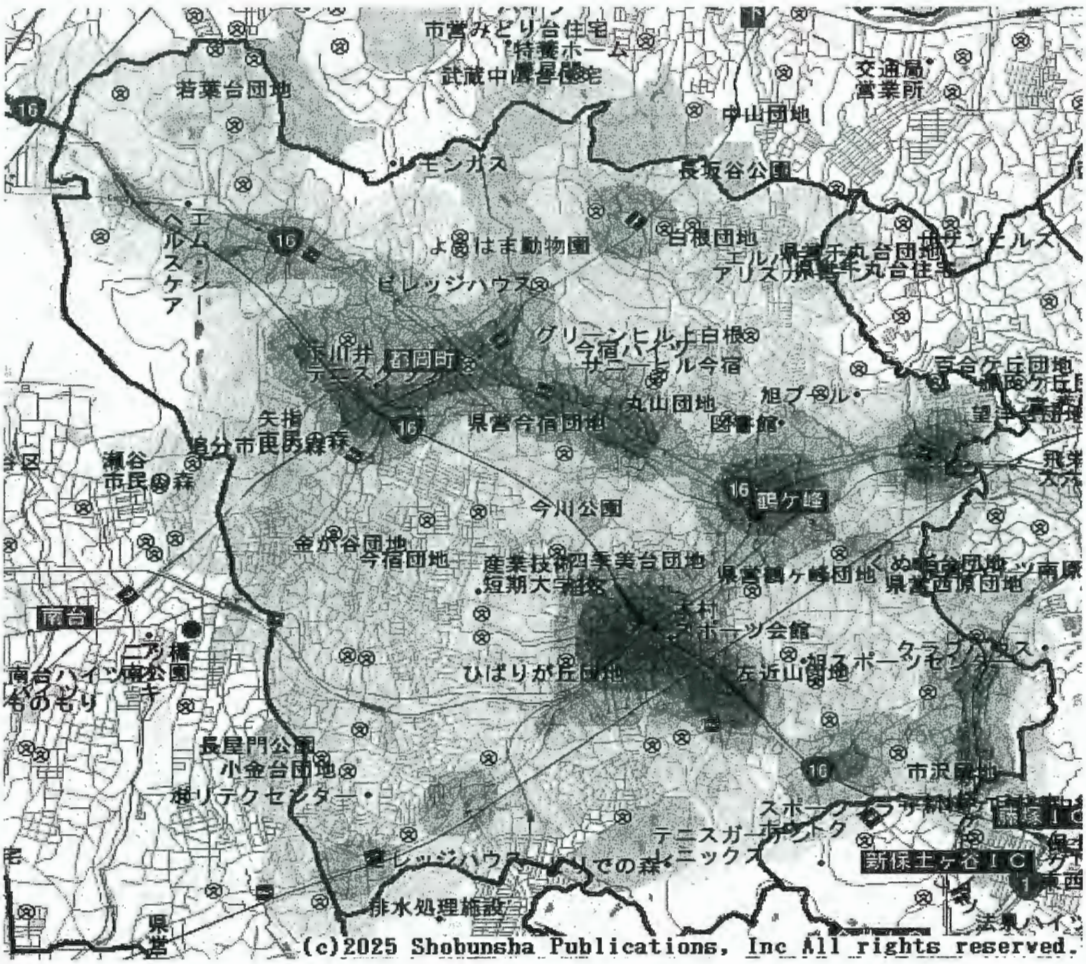

町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	1	0	0	0	0	0
鶴ケ峰	54	−10	21	10	2	18
白根	10	−14	5	2	1	2
旭北	12	−4	6	1	0	7
上白根	16	+3	10	2	2	6
今宿	32	+7	15	5	2	7
川井	64	+5	27	10	3	15
若葉台	5	+1	2	1	0	1
笹野台	4	−3	0	3	0	2
希望が丘	1	−11	0	0	0	0
希望が丘東	11	−3	6	3	0	4
希望が丘南	17	0	7	4	3	4
さちが丘	7	−8	3	0	0	1
万騎が原	5	0	1	0	2	3
二俣川	36	+6	12	6	2	10
二俣川ニュータウン	3	+1	2	0	0	0
旭中央	5	−1	1	3	1	2
旭南部	22	+3	7	6	1	8
左近山	2	−1	2	0	0	0
市沢	31	+9	12	3	2	11
総　計	338	−20	139	59	21	101

（注）　＊二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、
それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭消防署からのお知らせ

区連会 資料１－２

旭区内火災発生状況 （ ８月中 ： ５件 ）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
８ 月 ３ 日	鶴ケ峰本町二丁目	貨物車	車両1台及び車内雑物を各焼損	モバイルバッテリー
８ 月 ８ 日	本村町	屋外ごみ集積所	段ボール1箱焼損	放火の疑い
８ 月 24 日	中希望が丘	共同住宅	つり戸棚など焼損	ガストーチバーナー
８ 月 26 日	西川島町	専用住宅	タオル1枚、タオル掛け1基、蛍光灯及び壁面若干焼損	コンロ
８ 月 28 日	下川井町	トレーラ	車両1台及びタイヤローラ2台焼損	調査中

令和7年1月1日から令和7年8月31日まで

	項目	旭区内			横浜市内		
	区分／年数	令和7年	令和6年	増△減	令和7年	令和6年	増△減
火災状況	火災件数（件）	30	19	11	526	426	100
	焼損床面積（㎡）	120	334	△ 214	3,777	4,160	△ 383
	死者（人）	0	1	△ 1	16	17	△ 1
	負傷者（人）	3	4	△ 1	83	79	4
救急状況	救急件数（件）	10,468	11,336	△ 868	163,640	171,428	△ 7,788
	1日当たりの出場件数（件）	43.1	46.5	△ 3.4	673.4	702.6	△ 29.2

（備考）令和7年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

☆都岡特別救助隊 全国救助大会出場☆

◇令和7年8月30日（土）に兵庫県で行われた第53回「全国消防救助技術大会」 に関東地区代表として、旭消防署 都岡特別救助隊が「引揚救助の部」に出場しました。

◇都岡特別救助隊は横浜市大会で2位、神奈川県大会で1位、関東大会で2位となり、10年ぶりに全国大会に出場しました。

☆全国消防救助技術大会とは・・・

消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の消防救助隊員が一堂に会し、競い・学ぶことで消防救助隊員を育成し、市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的として開催されます。

☆引揚救助とは・・・

高さ7メートル下で発生した要救助者（病人・けが人等動けない人）を隊員4名で救出します。

隊員2名が搭の上から塔の下へロープを使用し降下、要救助者を4人で協力して塔の上に救出する訓練であり、「地下やマンホール等での災害」を想定した訓練です。

☆旭区の安全・安心のため、全国レベルの救助技術をさらに磨きます！

【お問合せ先】 旭消防署 総務・予防課 電話・FAX 045（951）0119

令和7年町丁別火災発生状況

令和7年1月1日から令和7年8月31日まで

署所別	町丁別	小計	火災種別 建物	車両	林野	その他
本署 10件	川島町					
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目	1	1			
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目					
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目	1	1			
	鶴ヶ峰二丁目					
	鶴ヶ峰本町一丁目	1				1
	鶴ヶ峰本町二丁目	1		1		
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町	1	1			
	本村町	1				1
	四季美台					
	今川町					
	今宿東町	2	1			1
	今宿西町	1				1
	今宿南町	1	1			
さちが丘 3件	さちが丘	1		1		
	東希望が丘					
	中希望が丘	2	2			
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
	善部町					
都岡 8件	川井本町	1	1			
	川井宿町	1	1			
	下川井町	1		1		
	都岡町	1				1
	上白根町	4	2			2
	上白根一丁目					
	上白根二丁目					
	上白根三丁目					

署所別	町丁別	小計	火災種別 建物	車両	林野	その他
南本宿 3件	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作	2				2
	左近山					
	万騎が原					
	大池町	1				1
	柏町					
若葉台 3件	上川井町	1	1			
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
	若葉台四丁目	2	2			
市沢 1件	市沢町					
	三反田町					
	小高町	1				1
今宿 2件	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町	1	1			
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目					
	笹野台二丁目	1	1			
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	中沢一丁目					
	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
	中尾一丁目					
	中尾二丁目					
	矢指町					

合計	30	件	建物	車両	林野	その他
			16	3	0	11

＊　地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会	2	4
白根地区町内会自治会連合会		1
旭北地区連合自治会		
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		4
川井地区町内会自治会連合会	1	5
若葉台連合自治会		1
笹野台地区連合自治会		1
希望が丘連合自治会	1	2
希望が丘東地区連合自治会		1

自治会・町内会	月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会	1	1
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		
旭南部地区連合自治会		1
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等		9
合計	5	30

【お問合せ先】旭消防署総務・予防課　電話・FAX：951－0119

区連会 資料２－１

「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について【事業説明】

１　趣旨

横浜市は、2026 年度（令和８年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示しする「新たな中期計画の基本的方向」を取りまとめました。この「基本的方向」に関する市民意見募集を９月 22 日(月)から 10 月 21 日(火)まで実施します。

つきましては、地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、市民意見募集について、各区連会９月定例会でお知らせしたいと考えております。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

３　内容

次の内容を記載した資料を単位会長あてに送付します。詳細は別添をご参照ください。

（１）「新たな中期計画の基本的方向」の概要版

（２）市民意見募集の実施

【実施期間】令和７年９月 22 日(月)から令和７年 10 月 21 日(火)まで

【提出方法】以下の方法でご提出ください。

・横浜市電子申請・届出システム※（右の二次元コードより）

※９月 22 日(月)よりご利用いただけます。

・電子メール　　・郵送　　・FAX

４　参考

新たな中期計画の策定スケジュール（予定）

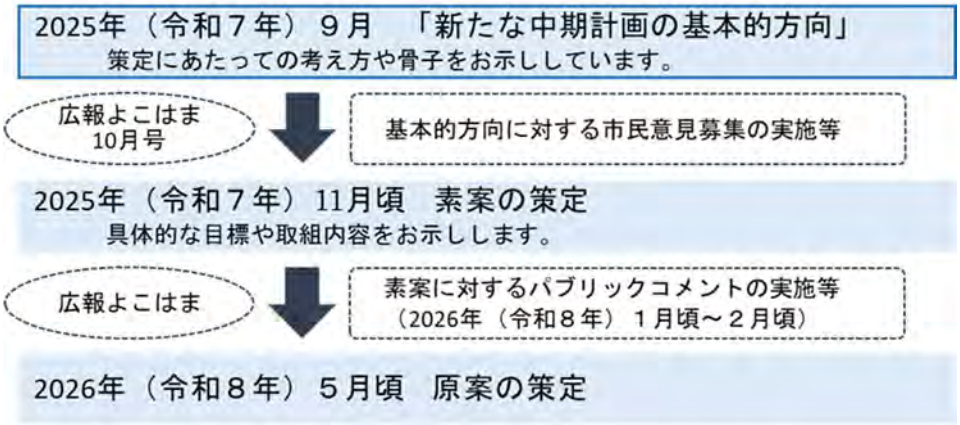

政策経営局経営戦略課
担当　細谷、井上
電話 045-671-3477 /FAX 045-663-4613
メール　ss-keieisenryaku@city.yokohama.lg.jp

概要版

新たな中期計画の基本的方向

新たな中期計画の策定に向けて、皆様のご意見をお聴かせください

はじめに

横浜市は、2026（令和８）年度から2029（令和11）年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示しする「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

横浜市役所が組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様とともに、＜１４の政策分野からなる総合的な取組＞と＜横浜の成長・発展に向けた横断的な取組＞により、横浜に関わる全ての人が前を向き、未来に希望を抱くことができる「明日をひらく都市」の実現を目指します。

市民の皆様のご意見をぜひ、お寄せください。

新たな中期計画の指針

2040年頃の横浜のありたい姿として、共にめざす都市像「明日をひらく都市」を継承します。

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、
都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直すことが必要です。
私たちのまち横浜は、
150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。
ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。
これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。
様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。
多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。
たくさんの人が集い、明日を感じ、語らいあえる都市。
多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。
自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。
横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、
世界のどこにもない都市を共につくりましょう。
明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。

横浜市は、市民目線での政策推進に向け、あらゆる機会を捉えて、多様な手段により市民の皆様のご意見を伺う取組を進めています。

新たな中期計画の策定前に、市民の皆様の横浜や日々の暮らしへの意識、こどもの考える未来の横浜についてのご意見を聴いてきました。

▶ 横浜への意識

暮らしやすいまち	住み続けたいまち	人にすすめたいまち
85.4%	84.9%	71.1%

▶ 日々の暮らしへの意識

日常生活の困りごと

自分の老後	43.6%
自分の病気や健康	36.2%
景気や生活費	34.0%
家族の病気や健康、生活上の問題	33.0%
犯罪や防犯	14.7%

これからの横浜に求めること

医療提供体制が充実している	47.9%
こどもを安心して育てられる	43.2%
高齢者や障害のある人も暮らしやすい	40.2%
災害に強い	31.8%
犯罪が起きにくい	30.7%

横浜の魅力

ショッピング施設が充実しており、買い物が便利	53.6%
道路鉄道網が発達しており、買い物が便利	42.4%
海や港が身近	35.9%
まとまった緑地などの自然	29.2%
国際的な雰囲気	20.2%

出典：市民生活・needs調査　調査概要：【対象】満15歳以上の横浜市民　【期間】令和7年7月　【回答】3,752件
【対象】満18歳以上の横浜市民　【期間】令和6年6月　【回答】2,597件

▶ こどもの考える未来の横浜

テキストマイニングによってこどもワークショップ及びデジタルを活用した意見募集にて寄せられたこどもの声を分析。分析にあたっては、名詞のみを抽出。「横浜」のような前提となる言葉は除外し、「ごみ」と「ゴミ」のような表記の違いは同義語に設定。

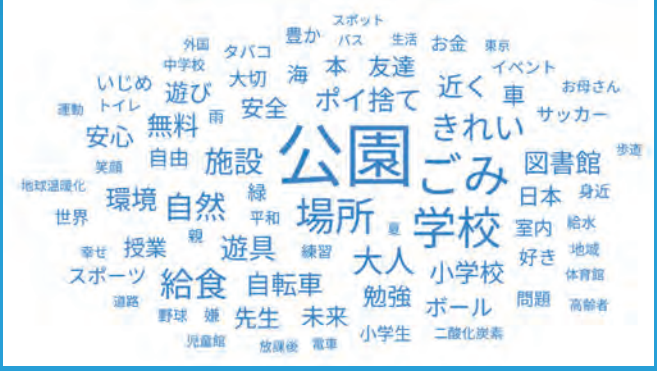

※ユーザーローカルAIテキストマイニングによる分析

寄せられた声の概要

街の美化や自然保護、安心して遊べる公園の整備、学校給食の充実、いじめや差別のない社会づくりなど、多様で真剣な願いがつづられています。こどもたちは、身近な体験から社会課題を感じ取り、よりよい横浜を実現するためのアイデアを自分の言葉で力強く発信しています。（ChatGPT-4oによる要約）

調査概要：（1）こどもワークショップ　【対象人数】市内在住の小中学生24名　【実施日】令和7年6月1日
（2）デジタルを活用した意見募集　【対象】18歳以下の横浜市民　【実施期間】令和7年6月　【回答】473件

計画の方向性

共にめざす都市像「明日をひらく都市」へ

OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA

戦略 市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

人にやさしいまち・世界を魅了するまち

＜市民生活の安心・安全＞

あらゆる世代・多様な市民の皆様が安心・安全を基本に、自分らしくいきいきと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

＜横浜の持続的な成長・発展＞

世界をリードする都市として持続的に成長・発展することで未来に希望を抱くことができる「選ばれるまち」を目指します

▶ 総合的な取組

政策の分野（14の政策群）

毎日の安心・安全	暮らし・コミュニティ
防災・減災	交通
医療	スポーツ・文化
子育て	産業・にぎわい
教育	まちづくり
高齢・長寿	環境
障害児・者	みどり

施策群

政策群は、政策分野に関連する取組をまとめた施策群で構成。

各施策群は個別の分野別計画と連動、アウトカム指標により進捗管理

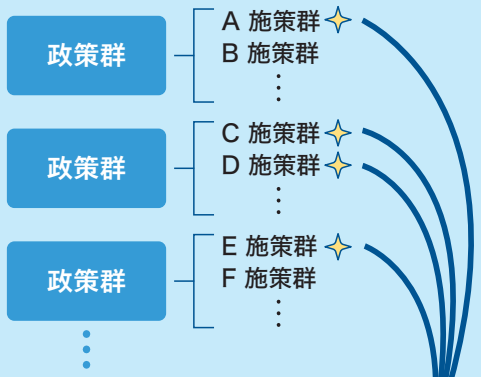

▶ 横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた **「明日をひらく 都市プロジェクト」**

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営をさらに推進し、施策の推進と財政の健全性の維持を両立

市役所の改革「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン（市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革）～

市政運営の土台「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション ～

取組の方向性

▶ 総合的な取組「14の政策群」

毎日の安心・安全
防犯対策の推進
生活基盤のインフラの安全確保

暮らし・コミュニティ
地域協働・共創の推進
多文化共生の推進
図書館ビジョンの実現

防災・減災
地震防災戦略の推進
下水道浸水対策プランの推進

交通
地域の移動手段の確保・支援
交通ネットワークの充実

医療
総合的ながん対策の推進
医療提供体制の確保

スポーツ・文化
市民が「する」・「見る」・「触れる」
スポーツ・文化の充実、環境整備

子育て
預けやすいまちの推進
経済的・時間的ゆとりの創出
こどもの体験機会の充実

産業・にぎわい
企業誘致・スタートアップ支援
中小企業支援・商店街支援
観光・MICEの充実

教育
グローバル人材の育成
安心して学べる教育環境の整備
DXを活用した教育の推進

まちづくり
世界を魅了する都心部・臨海部のまちづくり
郊外部の魅力的なまちづくりの推進

高齢・長寿
外出支援・健康づくりの推進
認知症対策の推進
単身世帯・要支援者対策の推進

環境
GREEN × EXPO 2027
ネット・ゼロカーボンの推進
循環型社会への移行

障害児・者
インクルーシブなまちづくりの推進
自立支援・家族支援の推進

みどり
公園のまちの推進・動物園の魅力向上
みどりの保全と創造
農体験のまちの推進

「新たな中期計画の基本的方向」の詳細は
ホームページをご覧ください

横浜市　新たな中期計画　2026

▶ 横断的な取組「明日をひらく 都市プロジェクト」

370万市民が暮らす大消費地が挑む、グローバルな
循環型都市への移行 ～環境共生と経済成長の両立～

- リサイクル
- 食・農業
- 市民協働

各分野の
サーキュラー施策を連動して推進

- 産業活性化
- 建築・住宅
- 循環“見える化”

横浜の強みを生かし、未来を見据えた
観光・経済活性化 ～多くの人や企業の呼び込み～

横浜の強み・資源の最大化	未来に向けた産業創出	国際プレゼンスの向上
観光政策のさらなる強化	AI時代を見据えた産業集積	海外活力の取り込み
市内企業との相乗効果	環境共生と経済成長の両立	横浜ブランドの海外への発信

横浜市都市計画マスタープランを踏まえた
未来を創るまちづくり ～日々の暮らしを豊かにする、成長する都市へ ～

「ダブルコア」のまちづくり	都心部と郊外部の2つのコアを創造
規制見直しを通じた立地誘導	土地利用規制の見直しによる業務・商業・住宅等の集積・活性化
安心して暮らせるまちづくり	インフラ老朽化から市民の安全を守る

市民意見募集の設問項目

設問1

新たな中期計画の基本的方向では、共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に向けて、『総合的な取組「14の政策群」』をお示ししています。
この14の政策群の中で、あなたが関心の高い項目を教えてください。

※複数該当する場合は、該当する選択肢すべてに☑を付けてください。

設問2

共にめざす都市像「明日をひらく都市」や戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」とは具体的にどのようなまちだと思いますか？
あなたのご意見やお考えを教えてください。

※選択肢に☑のうえ、ご記入ください。

〈記入例〉
☑ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」
子育て支援や教育環境が充実していて、のびのびと
安心して子育てができる魅力的なまちになって欲しい。

切り取り線

「基本的方向」についてのご意見

左記の「市民意見募集の設問項目」を参照のうえ、ご記入ください。

設問1 14の政策群に関するご関心について

- □ 毎日の安心・安全
- □ 防災・減災
- □ 医療
- □ 子育て
- □ 教育
- □ 高齢・長寿
- □ 障害児・者
- □ 暮らし・コミュニティ
- □ 交通
- □ スポーツ・文化
- □ 産業・にぎわい
- □ まちづくり
- □ 環境
- □ みどり

設問2 共にめざす都市像・戦略に関するご意見等について

該当する項目に☑のうえ、ご記入ください。

- □ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」
- □ 戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」

基本的方向の市民意見募集について

募集期間

令和7年 9月22日（月）から10月21日（火）まで

ご意見の提出方法

インターネット入力フォーム	**右の二次元バーコード**（横浜市電子申請・届出システム）へアクセスし、ご入力ください。 ※インターネット入力フォームは、9/22からご利用できます。
はがき	**本リーフレットのはがき**を切り取ってご利用ください。 （切手不要、当日消印有効）
電子メール	ss-chuki2026@city.yokohama.lg.jp
FAX	045-663-4613

※電子メール、FAXでご意見をお寄せいただく場合は、様式の定めはありませんが、「基本的方向についてのご意見」である旨を明記の上、本リーフレットに掲載の『市民意見募集の設問項目』の内容に沿ってご提出ください。

料金受取人払郵便

横浜港局
承認
2357

差出有効期限
令和7年
10月31日まで
（切手不要）

郵便はがき

231-8790

005

見本

（受取人）
横浜市中区本町6-50-10
横浜市政策経営局 経営戦略課 行

切り取り線

●該当する項目にチェック、記入をお願いします。

■住所
□横浜市＿＿＿＿＿＿区
□横浜市外

■年代
□～10歳代　□20歳代　□30歳代　□40歳代
□50歳代　□60歳代　□70歳代　□80歳代～

新たな中期計画の策定スケジュール

9月
「新たな中期計画の基本的方向」公表

↓ 市民意見募集の実施等

11月頃
素案の策定

↓ パブリックコメント（令和8年1月頃～2月頃）の実施等

令和8年5月頃
原案の策定　※策定した原案は、議案として提出する予定です。

・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、お電話やご来庁でのご意見の受付はいたしません。
・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
・いただいたご意見の内容は、個人情報を除いて公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

横浜市政策経営局経営戦略課
TEL：045-671-2010
FAX：045-663-4613

令和7年9月作成

資料２－２

市連会９月定例会説明資料
令和７年９月１２日
健康福祉局福祉保健課

「明るい終活応援講座」の実施について【情報提供】

１　事業の趣旨

今般、いわゆる「終活」など、人生のエンディング期に関する市民の皆様の関心が高まってきています。

より多くの方に、最後まで自分らしい人生を送るためのヒントや、終活の内容を知っていただき元気なうちから備えることの大切さを学んでいただける啓発講座を実施します。

つきましては、会長様をはじめ、役員の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。

なお、講座内容につきましては、「広報よこはま」10月号に掲載予定です。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

３　講座の概要

（１）日時

令和７年12月２日（火）　14時～15時30分（13時15分開場予定）

（２）場所

横浜関内ホール（横浜市中区住吉町４-42-１）

（３）内容

・落語（一席）

出演：三遊亭　好楽　氏（落語家）（予定）

・終活に関する対談（終活を自分ごととして捉え、何から準備すればよいかを考える）

出演：三遊亭　好楽　氏（予定）

黒澤　史津乃　氏（株式会社OAGウェルビーR代表取締役）（予定）

４　ご参加いただける方

市内在住・在勤・在学の方（先着1,000名）

５　お申込みについて

【申込方法】個別に電話もしくはＦＡＸにてお申し込みください。

電話：0120-101-350

ＦＡＸ：03-6800-7769

【申込開始日時】令和７年10月14日（火）９時から

健康福祉局福祉保健課
担当　鳥海、山脇、木内
電話045-671-3428 /FAX 045-664-3622
ﾒｰﾙ　kf-chifukukeikaku@city.yokohama.lg.jp

区連会 資料　２－３

市連会9月定例会説明資料
令 和 7 年 9 月　１２　日
資源循環局街の美化推進課

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

1　事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック（凝固剤と処理袋のセット）の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にトイレパックをお試しいただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和8年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2　お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会議で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。 定例会等で情報提供の上、配布を希望される場合は、横浜市電子申請・届出システムによりお申し込みください。

3　トイレパック配布の概要

(1)　配布するトイレパックについて

品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。トイレパックがどういうものかを体験していただくため、お試し用として配布します。

(2)　配布個数

凝固剤1袋と処理袋1袋で1セットです。

1 団体あたり 200 セット（1箱）をお渡しします。

※100 セット入りの箱を2つお渡しする場合があります。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3)　申込期間

令和7年 10 月 17 日（金）～10 月 23 日（木）

(4)　申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start

上記申込ページは、令和7年 10 月 17 日以降に閲覧いただけるようになります。

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。

(5) 配布期間

令和7年 11 月 17 日(月)～11 月 29 日(土)

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所(お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。)

※配送等は行いません。引き取りに来ていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

〇品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

〇備蓄用としてではなく、お試し用としてご活用ください。

5 添付資料

トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課
担当 折本、森
電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199
メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

お申込み
10/17(金)
～
10/23(木)

受取期間
11/17(月)
～
11/29(土)

お試し用

トイレパック体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック（品質保証期間：令和8年度まで）をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品のトイレパック（品質保証期間：令和8年度まで）を、皆様のお試し用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

- 配布対象
  横浜市内の自治会・町内会
- 配布物
  品質保証期間が令和8年度までのトイレパック
  ※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるものではありませんが、速やかに使用してください。
  ※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできかねます。
  ※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けになっているものではありません。

お渡しするトイレパックのイメージ➡

- 申込可能数
  1団体　200セット（200セット／1箱）
  ※箱の大きさ：約縦40㎝×横30㎝×高さ27㎝
  ※箱の重さ：約4㎏
  ※100セット入りの箱×2でお渡しする場合があります。

★ 1セット
・凝固剤　1個　・汚物処理袋　1枚
（お配りするものは小分けになっていません）

- 受取場所
  資源循環局収集事務所のうち、指定された場所
  ※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。
  ※ 配送等は行っておりません。

収集事務所の場所はこちら→

※ 備蓄用にはしないでください。　※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

お申込み方法は、裏面をご覧ください。　お問合せ先　資源循環局街の美化推進課　Tel　045-671-2555

トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドラッグストアなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。できれば7日分の備蓄をお願いします。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試し用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

お試し用トイレパックの使い方

ステップ1

洋式便器に黒い袋をかぶせる

ステップ2

用を足したら凝固剤を振りかける

ステップ3

黒い袋は縛って燃やすごみに出す

※ 今回配布するお試し用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう１枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ざるようにしてください。トイレットペーパーも黒い袋の中に入れます。

お申込み方法

- **横浜市電子申請・届出システムからお申込みください**

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start

電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。

- **お申込み期間**　令和7年10月17日（金）～10月23日（木）

- **受取決定**　ご指定いただいた連絡先に、11月4日（火）頃までに受取決定等（抽選となった場合は当選・落選の別）のご連絡をさせていただきます。
全体の希望数が在庫数を超える場合は抽選とさせていただきます。

- **受取期間**　令和7年11月17日（月）～11月29日（土）
（日曜日を除く、各日午前9時から午後4時　※ 午前11時30分から午後1時30分を除く）
受取場所は、こちらから指定させていただきます。

区連会 資料２－４

区連会９月定例会説明資料
令和７年９月１９日
旭区役所

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

１　概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。申込みについてご検討をお願いします。

３　お配りする備蓄食料

(1) ビスケット 100 食入り	1,550 箱	（155,000 食）程度
(2) おかゆ 20 食入り	950 箱	（19,000 食）程度
(3) 保存パン 20 食入り	800 箱	（16,000 食）程度
(4) 水缶 24 本入り	450 箱	（10,800 本）程度
(5) クラッカー70 食入り	200 箱	（14,000 食）程度
(6) スープ 45 食入り	150 箱	（6,750 食）程度

【参考】
・ビスケット
① １箱当たりの食数：100 食
② 賞味期限：2026 年８月
③ １箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×37cm×19cm／約７kg
・おかゆ
① １箱当たりの食数：20 食
② 賞味期限：2026 年１月
③ １箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×44cm×9cm／約５kg
・保存パン
① １箱当たりの食数：20 食
② 賞味期限：2026 年１月
③ １箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 31cm×39cm×13cm／約２kg
・水缶
① １箱当たりの本数：24 本
② 賞味期限：2026 年７月
③ １箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 27cm×40cm×13cm／約８kg
・クラッカー
① １箱当たりの食数：70 食
② 賞味期限：2026 年１月
③ １箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×50cm×37cm／約７kg
・スープ
① １箱当たりの食数：45 食（卵、オニオン、みそ汁　各 15 食）
② 賞味期限：2026 年７月
③ １箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×30cm×18cm／約１kg

４　対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

５　申込方法

(1) 申込期間

令和７年９月 25 日（木）から令和７年 10 月 14 日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL 又は二次元コードからアクセスいただき、必要事項を入力のうえ、お申し込みください。

６　抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和７年 10 月 27 日（月）14 時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

７　配布日時及び配布場所

配布日は、令和７年 11 月 25 日、26 日の２日間です。時間帯としては、各日 10:00～11:30、及び 14：00～15：30 にお配りします。

配布場所として、保土ケ谷区役所で引き渡しをします。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

８　注意事項

(1) 申込みは１種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大 15 箱、クラッカーは最大 10 箱、スープは最大２箱までとします。
(2) 申込みは１団体につき１回のみとし、２回目以降は無効とします。
(3) 備蓄食料の配送は行っていませんので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。
(4) 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
(5) 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
(6) 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
(7) 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

（全般について）
総務局地域防災課　今野、帆高　℡671-2011
（配付日時、場所について）
旭区総務課防災担当　酒井、鈴木、水澤、薄田　℡954-6007

令和７年度版

災害用備蓄食料を無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1　お配りする備蓄食料

①ビスケット 1,550 箱（155,000 食）程度

- １箱当たりの食数 ：100 食
- 賞味期限：2026 年８月
- １箱あたりの梱包の大きさ／重さ
  約 26cm×37cm×19cm／約 7 kg

②おかゆ 950 箱（19,000 食）程度

- １箱当たりの食数：20 食
- 賞味期限：2026 年１月
- １箱あたりの梱包の大きさ／重さ
  約 30cm×44cm×9cm／約 5 kg

③保存パン 800 箱（16,000 食）程度

- １箱当たりの食数 ：20 食
- 賞味期限：2026 年１月
- １箱あたりの梱包の大きさ／重さ
  約 31cm×39cm×13cm／約 2 kg

④水缶 450 箱（10,800 本）程度

- １箱当たりの本数：24 本
- 賞味期限：2026 年７月
- １箱あたりの梱包の大きさ／重さ
  約 27cm×40cm×13cm／約 8 kg

⑤クラッカー200 箱（14,000 食）程度

- １箱当たりの食数：70 食
- 賞味期限：2026 年１月
- １箱あたりの梱包の大きさ／重さ
  約 26cm×50cm×37cm／約 7 kg

⑥スープ 150 箱（6,750 食）程度

- １箱当たりの食数：45 食
  （卵、オニオン、みそ汁　各 15 食）
- 賞味期限：2026 年７月
- １箱あたりの梱包の大きさ／重さ
  約 30cm×30cm×18cm／約 1 kg

2　配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※　民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

※　個人の方が誤ってお申し込みをされないよう、回覧板では回覧しないようご注意ください。

3　申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和７年９月 25 日（木）から令和７年 10 月 14 日（火）まで

(2) 申込方法

『**横浜市電子申請・届出サービス**』からお申し込みをお願いします。以下の【URL】又は【二次元コード】からアクセスいただき、必要事項を入力のうえ、お申し込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0b663bf8-ed54-4143-ac02-f70f862456ec/start

【二次元コード】

横浜市　無償配布　検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される８ケタの**「申込番号」**は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができません**ので、**必ず控えていただきますようお願いします。**（右の画面が表示されます）

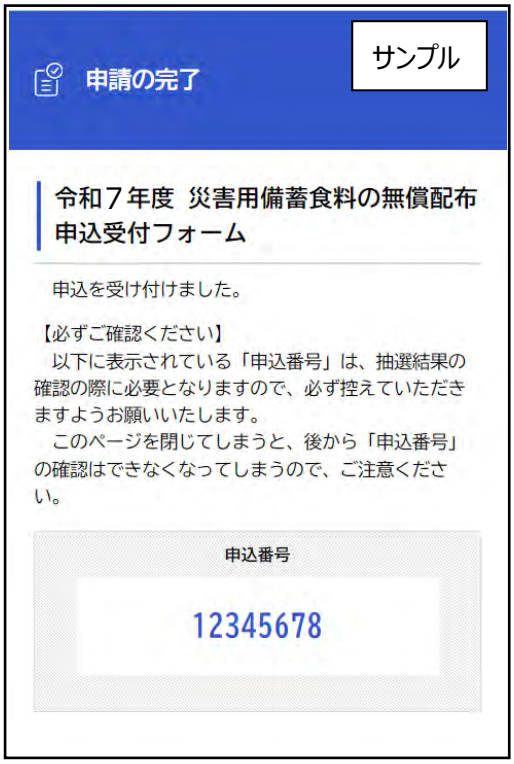

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、

令和７年 10 月 27 日（月）14 時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

抽選結果の確認には、申込完了後の画面に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いします。

ウェブサイトには、次の【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

【URL】

https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html

【二次元コード】

4　備蓄食料の配布日時・配布場所

（1）配布日時

お申込みの際は、次の①～④の配布日時のうち、第３希望までお選びください。

①	令和７年11月25日（火）	10：00～11：30
②	令和７年11月25日（火）	14：00～15：30
③	令和７年11月26日（水）	10：00～11：30
④	令和７年11月26日（水）	14：00～15：30

（2）配布場所

保土ケ谷区役所（横浜市保土ヶ谷区川辺町２番地９）

※保土ケ谷区役所本館地下駐車場内にて引き渡します。入庫後、待機している職員にお声掛けください。職員不在の場合は、２階 20 番窓口までお声掛けください。

5　注意事項

ア　**申込みは１種類のみ**とし、**ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大 15 箱、クラッカーは最大 10 箱、スープは最大２箱まで**とします。

イ　申込みは１団体につき１回のみとし、２回目以降は無効とします。

ウ　備蓄食料の配送は行っていませんので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。

エ　**備蓄食料は絶対に転売しないでください。**

オ　**備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。**

カ　備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。

キ　申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

6　問合せ先

（全般について）

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町６-50-10　　（電話）045-671-2011

（配布日時、場所について）

旭区総務課防災担当

〒241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰一丁目 4-12　　（電話）045-954-6007

区連会 資料２－５

市連会９月定例会説明資料
令和７年９月１２日
市民局地域防犯支援課
市民局地域活動推進課

「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」
申請期限延長にかかるお知らせについて【お知らせ】

１　事業の趣旨

「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、申請期限を延長することとし、各自治会町内会・地区連合町内会に向けて８月下旬に郵送にて情報提供させていただきました。

是非、本補助金のご活用についてご検討ください。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
【単位会長】単位会長あて資料を送付しましたので、定例会等で情報提供の上、是非申請をご検討ください。

３　補助金の概要

（１）地域の防犯力向上緊急補助金について

【変更前】10 月 31 日（金）まで ➡ 【変更後】11 月 30 日（日）まで

・地域の防犯力向上緊急補助金の申請は、１団体につき１回です
・当補助金を 10 月１日以降に申請予定の団体は、活用予定調査票をご提出ください。（８月下旬郵送済み）

←市 WEB
活用事例紹介ページ

横浜市　防犯力向上

連絡先
（地域の防犯力向上緊急補助金について）
市民局地域防犯支援課
担当　小野寺、小澤
電話 045-671-3709 /FAX 045-664-0734
E メール　sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

（２）自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

【変更前】９月 30 日（火）まで ➡ 【変更後】10 月 31 日（金）まで

・10 月 1 日以降申請が可能な補助メニューは、LED 照明、エアコンのみです。
※契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。
・LED 照明やエアコンの更新は、今後の電気料金の削減につながります。特に蛍光灯は令和９年末で製造廃止予定のため、今のうちの LED への交換をご検討ください

（参考）申請状況（9月5日時点速報値）
164 件、98,327,000 円（予算執行率　約 61%）
※申請は先着順で予算上限に達し次第受付終了となります。ぜひお早めにご申請ください。

←市 WEB
補助制度紹介ページ
申請様式もこちら

横浜市　会館脱炭素

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金　申請書提出・問合せ】
事務委託先　横浜市住宅供給公社街づくり事業課
TEL：045-451-7740　E メール：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

連絡先
（自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について）
市民局地域活動推進課
担当　佐藤、笹尾
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
E メール　sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

補助率10分の9 上限20万円

1,000円未満切り捨て

地域の防犯力向上
緊急補助金

活用事例

※　既に申請のあった自治会の申請を元に作成しています。
なお、掲載の単価・価格は目安です。

1　防犯パトロールセット
2　お家見守りグッズ（防犯ステッカー）
3　センサーライト整備
4　防犯カメラ整備

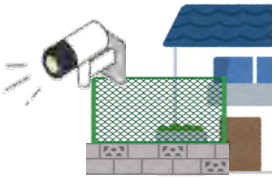

11/30 ※補助金の申請期限（10月31日から延長）

令和７年８月

市民局地域防犯支援課

1　防犯パトロールセット
～地域の力で町を守る！～

地域でのパトロールを、より効果的に実施するためにパトロール用品を揃えましょう。

補助金活用例　※ 参考価格を掲載しています。

品目	単価	数量	価格
ファン付き防犯ベスト	10,000円	15着	150,000円
誘導棒	2,000円	15本	30,000円
防犯キャップ	1,000円	15個	15,000円
		合計	195,000円

暑さ対策もばっちり♪

補　助　金：175,000円
自治会負担：　20,000円

2　お家見守りグッズ
～不審者お断り！～

各家庭に防犯ステッカー（防犯プレート）を配付し玄関等掲示することで、地域全体で犯罪抑止効果、地域の一体感の向上が期待できます。

玄関や窓にステッカー

補助金活用例　※ 参考価格を掲載しています。

品目	単価	数量	価格
防犯ステッカー	500円	400枚	200,000円
		合計	200,000円

補　助　金：180,000円
自治会負担：　20,000円

地区連合町内会が取りまとめて購入し、費用負担を地区連合と単会で按分し、それぞれ補助金申請を行うこともできます。

3　センサーライト整備
～暗がり解消で安心！～

暗がりを解消することで、犯罪の抑止力となり、
安心して生活できる環境をつくることができます。

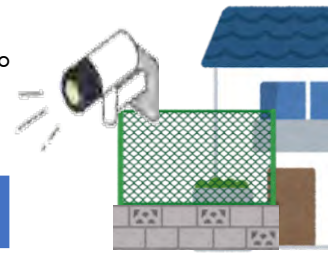

＜設置例＞
家のフェンス、ベランダの手すり　など

補助金活用例　※ 参考価格を掲載しています。

品目	単価	数量	価格
コンセント式センサーライト	15,000円	10個	150,000円
ソーラー式センサーライト	20,000円	5個	100,000円
	（設置費込み）	合計	250,000円

夜道の
暗がり解消

※個人宅の防犯対策に留まるものは補助対象となりませんので、ご注意下さい。

補　助　金：200,000円
自治会負担：　50,000円

4　防犯カメラ整備
～見られている！犯罪抑止効果！～

「見られている」という意識が犯罪抑止となり、
犯罪者も被害者も出さない地域づくりにつながります。

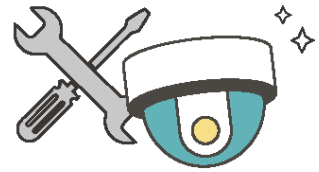

マンション内の公共空間を撮影する防犯カメラも補助対象となります。

補助金活用例　※ 参考価格を掲載しています。

品目	単価	数量	価格
防犯カメラ	50,000円	3台	150,000円
設置設定費	15,000円	3か所	45,000円
		合計	195,000円

しっかり
抑止！

補　助　金：175,000円
自治会負担：　20,000円

★その他の取組★

防犯啓発のための掲示板の整備や、まちの落書き消去、ごみ集積所の整備など、いわゆる「割れ窓理論※」に基づく活動についても補助対象となります。

※ 割れ窓理論…1枚の割られた窓ガラスをそのままにしていると、さらに割られる窓ガラスが増え、いずれ街全体が荒廃してしまうという、アメリカの犯罪学者が提唱した理論。

【防犯取組の参考となる関連団体】

- NPO法人神奈川県防犯セキュリティ協会　045-263-8497
- 一般社団法人神奈川県警備業協会　045-225-8825
- 神奈川県警備業協同組合　045-260-9318

★防犯用品購入したい場合は★

防犯用品については、地元事業者、ホームセンター、インターネット販売※等で購入していただけます。

※ インターネット販売で防犯用品を御購入される場合、以下の点をご注意下さい。
・領収書の宛名を**自治会名宛**で作成して下さい。
・クレジットカード決済時のポイント付与分は申請の対象外となります。

補助制度に関するお問合わせ・申請先

【お問合わせ】

防犯緊急補助金 受付センター連絡先：045-550-5125
受付時間：9:00～17:00（土日祝は除く）

よくある質問はこちらから→

【申請先】

〒231-8691
横浜港郵便局　私書箱第147号　横浜市防犯緊急補助金 宛
（メール：bouhan2025@imagination.co.jp）
注：メール送信の際は、件名に自治会名を入れて下さい。

補助金制度の詳細
申請方法（手続きの流れ）はこちら

地域の防犯力向上緊急補助金　検索

【担当】 横浜市市民局地域防犯支援課
小野寺、小澤
電　話：045-671-3709
FAX：045-671-0734
E-mail：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

【参考】地域の防犯力向上緊急補助金を活用した取組案

地域の防犯力向上緊急補助金を活用した取組案をご紹介します。
補助金活用の参考にしてください。

分類	やりたいこと	取組案（補助金の使途）
防犯パトロール 見守り活動	防犯パトロール用の物品を揃えたい	パトロール用物品を購入する ・**ジャンパー** ・**ファン付ベスト** ・**拡声器** ・**懐中電灯** ・**誘導棒**　など
	防犯パトロールを始めてみたい	
	地域での見守り体制を強化したい	ペットのリードに防犯タグをつけて、見守り体制をアピールする ・リードに付ける**ワンワンパトロール防犯タグ**の購入
		自転車の前かごに防犯プレートを設置する ・**自転車かご用防犯プレート**の購入
		見守り活動用物品を購入する ・**見守り用ベスト** ・**旗** ・**ホイッスル** ・**連絡用スマホ**　など
	詐欺電話や迷惑電話の対策をしたい	必要な方に迷惑電話防止装置を貸与する ・**迷惑電話防止装置**の購入
防犯啓発 情報発信	地域の防犯意識を向上させたい	防犯講習会を開催する ・**講習会チラシ、講習会資料**の作成費用 ・**講師謝礼** ・**参加者への啓発グッズ配付** ・**プロジェクター**の購入　など
	防犯に関する地域の一体感を創出したい	のぼり旗を掲出し、防犯意識を視覚化する ・**のぼり旗**の作成費用 ・**ポール**の購入
		地域でイルミネーションを実施する ・**イルミネーションケーブル**を購入し、住民に配付
		住民に防犯ステッカーを配布し、玄関や外壁に貼ってもらう ・**防犯ステッカー**の購入費用
	防犯に関する情報を発信したい	掲示板に防犯啓発用ポスターを掲出する ・**掲示板の設置、修繕**費用
		回覧板で防犯情報を周知する ・**回覧板の作成**費用

分類	やりたいこと	取組案（補助金の使途）
防犯啓発 情報発信	若い人に防犯に関心を持ってもらいたい	自治会町内会向けアプリを活用し、防犯情報を発信する **・スマートフォンの購入** ※サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料は対象外
防犯カメラ	不審者の目撃情報があったので、住民の安心感を醸成したい	防犯カメラを設置する ・**防犯カメラ**の設置 ・映像管理用端末（**パソコン、スマートフォン**等）の購入
街灯の増設	地域に暗い場所がある	街灯を増設する ・**センサーライト**等の整備
その他 まちの景観維持	ゴミの集積場所への不法投棄を防ぎたい	防犯カメラを設置する ・**防犯カメラ**の設置 ・映像管理用端末（**パソコン、スマートフォン**等）の購入
	カラスなどに集積場所が荒らされてしまうのを防ぎたい	集積場所の維持管理を強化する ・**ゴミネット**の購入 ・**清掃用具**の購入
	樹木により見通しが悪く防犯上死角になる場所をなくしたい	樹木を剪定する ・**樹木剪定に係る委託**費用 ・**剪定器具**の購入
参考	地域の防犯対策に有効な物品 ※不特定多数の方への配付を行う物品	・防犯ブザー、ホイッスル（緊急時の合図） ・補助錠（二重ロックで侵入防止） ・窓用防犯フィルム（ガラス破り対策） ・携帯ミラー（死角確認、不審者確認） ・ドアスコープカバー（外からののぞき見防止） ・防犯マニュアル ・防犯カレンダー（月ごとの注意点や緊急連絡先を記載） ・見守りカード（緊急連絡先や持病などを記載して携帯） ・反射材付きキーホルダー

補助金の対象になるかの相談は、下記までお気軽にお問合せください。

【お問合わせ】防犯緊急補助金　受付センター

電　話：０４５－５５０－５１２５

メール：bouhan2025@imajination.co.jp

区連会 資料３－１

旭共募発第 51 号
令和７年９月 19 日

各地区連合自治会町内会長　様

共同募金会旭区支会
支会長　中野　保弘

令和７年度共同募金運動へのご協力について（ご依頼）

時下　ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。
共同募金運動の実施について、例年格別のご尽力を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、今年も 10 月１日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申しあげます。

●お願いしたいこと●
【区連長】ご承知おきください。
【地区連長】ご承知おきください。
【単位会長】戸別募金の募集および納入にご協力をお願いいたします。

１．募金の受付期間
令和７年１０月１日（火）～令和８年１月３０日（金）
※例年 10 月～12 月までの３か月間としていますが、期間を延長して実施します。
各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。
※期日を過ぎて納入される場合は、事務局までご一報ください。
※旭区社会福祉協議会窓口での受付日時は【平日９時～１７時】となります。

２．各自治会町内会における募金目標（目安）額算出式
戸別募金目標（目安）額（赤い羽根＋年末）×　各自治会世帯数
【￥２２，３６６，０００】　区内登録世帯数**【７８，９３０】**
※ 世帯数は令和７年８月現在現況届世帯数

３．募金関連資材発送日
令和７年９月下旬（予定）

共同募金にはなぜ目標額（目安額）があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第１０章第３節第１１２条）
できる限り“事前に申請された配分要望”に応えるため、その財源の確保を目標としています。
この「目標額」を世帯数で割った額が１世帯あたりの額（目安額）です。
ですが、**あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。**
募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしくお願いします。

（旭区社会福祉協議会内）
担　当：菊地
電　話：３９２－１１２３
ＦＡＸ：３９２－０２２２
メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

【NO】自治会町内会名　様

令和７年度 戸別募金関連資材　送付内容一覧表

No.	配　布　内　容	部数
自治会・町内会長様あて		
1	依頼状	１枚
自治会・町内会用		
2	令和７年度共同募金実施要領	１枚
3	募金用（郵便局）専用払込用紙	●枚
4	ＰＲ用ポスター　（掲示板用）	●枚
班長・組長様用		
5	封筒募金の取り扱いについて	●枚
6	委嘱状・ボランティア証	●枚
各世帯配付用		
7	共同募金のお願い【あさひだより】　（世帯数分）	●枚
8	募金専用封筒　（ご希望数）	●枚
その他（希望された自治会町内会のみ配送）		
9	赤い羽根　（ご希望数）	●枚
10	ありがとうステッカー　（ご希望数）	●枚
11	領収書　（ご希望数）	●枚

※「１．依頼状」および「２．令和7年度共同募金実施要領」以外の資材は、６月に各自治会町内会長あてに発送しました「令和7年度　戸別募金関連資材調査」にて、ご回答いただいた希望数に基づき送付しています。

上記調査票のご提出がなかった自治会町内会様へは、前年度の送付数と同数の資材数を自治会町内会長あてにお送りしていますので、ご了承ください。

●配布数の不足や内容についてのお問い合わせ先●

共同募金会旭区支会　　事務担当：菊地（きくち）

受付時間：平日の 9 時～17 時

住　　所：旭区鶴ケ峰 1-6-35　旭区社会福祉協議会内

電話番号：045－392－1123

FAX 番号：045－392－0222

メ　ー　ル：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

令和７年９月 19 日

【NO】自治会町内会名　様

神奈川県共同募金会旭区支会
支会長　中野　保弘

令和７年度共同募金運動の実施に伴う
戸別募金（封筒募金）への協力について（お願い）

時下　ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

共同募金の実施に際しましては、例年格別のご尽力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、今年も 10 月１日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様のご理解とご協力をいただき、戸別募金を実施したいと存じます。

実施要領に募金活動の注意事項が掲載されておりますので、ご一読の上、無理のない範囲で募金活動へのご協力をお願いいたします。

なお、募金の受付につきましては**【専用払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手続料金加算・送金手数料が無料】**となります。

１．募金の受付　　令和７年１０月１日（水）～令和８年１月３０日(金)

※従前は 10 月～12 月までの 3 か月間としていましたが、期間を延長して実施します。
　各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて送金される場合は、事務局までご一報ください。

※窓口での受付は平日９時～17 時となります。

２．貴会の募金目標額　　**￥≪目安額≫.－**

（**【￥２２，３６６，０００】** 戸別募金目標額（赤い羽根＋年末））×（**【●●●】**貴会世帯数 ／ **【78,930】**区内登録世帯数）

※ 世帯数は令和７年度現況届世帯数

共同募金にはなぜ目標額があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第１０章第３節第１１２条）

できる限り“事前に申請された配分要望”に応えるため、その財源の確保を目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が１世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、**あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。**

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしくお願いします。

裏面あり

３．募金の受付（次のいずれかの方法で受付いたします）

①【郵便払込】

専用払込用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの『郵便局窓口』でお振込みください。

後日、領収書を会長宛てにお送りいたします。

※領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、払込用紙の通信欄に『封筒枚数』をご記入ください。

※募金が集中する時期は領収書の発行に１か月以上かかる場合がございます。

※払込１件につき１０万円を超える送金には、郵便局によってはご依頼人の確認のため、免許証などの本人確認書類や（自治会町内会名であれば）会則の提示を求められることがあります。募金送納の際ご面倒をおかけしますが、ご承知いただきますようお願いいたします。

②【窓口受付】

共同募金会旭区支会事務局へご持参ください。受付時間は、平日９時～１７時となります。

※領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、ご持参時に封筒枚数を窓口にてお伝えいただくか、窓口に封筒をご持参ください。

※募金額・封筒枚数の集計に多少お時間をいただきます。

※窓口では釣銭のご用意ができません。お持ちいただく際は、釣銭のないようにお願いいたします。

４．募金の取扱

戸別募金は『赤い羽根（一般)』と『年末たすけあい』の募金を同時にご協力いただいており、受付の際、総額を次のように区分させていただきます。

募金総額のうち
- ７０％＝『赤い羽根（一般)』※１０円未満の端数は『年末』へ
- ３０％＝『年末たすけあい』

５．高額のご寄付について

2,000 円を超えるご寄付をいただいた場合、所得税・住民税の「寄付金控除」の対象となります。免税領収書をご希望の方は、事務局へご連絡ください。

また、下記に該当する高額の寄付者には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。

５万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは 10 万円以上ご寄付いただいた法人・団体がいらっしゃる場合は、事務局までご連絡ください。

６．配布資材

別紙「令和７年度　戸別募金関連資材一覧表」をご確認ください。

※不足の資材がある場合には事務局までご連絡ください。

※封筒に住所・氏名・金額欄がありますが記入は任意であり、強制するものではありません。過去、募金された方のご要望で設けています。

共同募金会旭区支会（事務担当：菊地）

旭区鶴ケ峰１－６－３５　ぱれっと旭内　電　話　３９２－１１２３　FAX　３９２－０２２２

令和７年９月 19 日

班　長・組　長　　様

神奈川県共同募金会旭区支会
支 会 長　中野　保弘

令和７年度共同募金運動の実施に伴う「戸別募金（封筒募金）」の取り扱いについて（お願い）

日頃から、共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございます。
今年度も自治会町内会単位による『戸別募金』の実施にあたり、みなさまのご協力をお願いいたします。
お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、次の要領によりお取り扱いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

１．受付期間　　令和７年１０月１日（水）～令和８年１月３０日(金)
※従前は 10 月～12 月までの 3 か月間としていますが、期間を延長して実施します。
各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

２．募金資材　　９月下旬頃に自治会町内会会長宅または事前アンケートにてご指定いただいた場所へ発送しています。各世帯への配布をお願いします。
チラシを各世帯へ配付しない場合､回覧資料としてご活用いただければ幸いです。

３．募金の目的　　共同募金は民間福祉事業の充実と、地域福祉活動推進に必要な資金確保を目的とした、皆様からの善意の募金です。

※募金は任意であり、強制するものではありません。
※募金額は強制ではなく、各寄付者の任意の額でお願いします。
※封筒には住所、氏名、金額の記入欄がありますが記入は任意です。
過去、募金された方の要望で設けています。

４．募金の回収　　募金の回収は、各会・各班の方法でお願いします。

５．募金の取りまとめ　　回収された募金は、自治会町内会ごとに取りまとめをお願いしています。

６．募金の受付　　募金の受付につきましては**【専用の払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手続料金加算・送金手数料が無料】**となります。

共同募金会旭区支会（事務担当：菊地）
旭区鶴ケ峰１－６－３５　ぱれっと旭内
電話：３９２－１１２３　ｆａｘ：３９２－０２２２
受付：平日の 9 時～17 時

共同募金　Q&A

Ｑ１「赤い羽根共同募金」と「年末たすけあい募金」は、どう違うの？

Ａ１
　どちらも共同募金会が行っている募金活動です。
　「赤い羽根共同募金」は、１０月１日から翌年３月３１日まで実施されます。
　一方、「年末たすけあい募金」はその名のとおり、年越しに向けての隣近所の助け合いがその発端になっている募金運動です。全国的な運動期間は１２月１日から年末までですが、旭区ではより計画的に配分を行うために１０月から開始しています。

Ｑ２　募金は自発的・任意的なもの。どうして「目標額」があるの？

Ａ２
　募金活動実施に先立ち、配分希望団体から「何をするために」「どれくらいの」募金の配分が必要かを申請していただきます。その申請内容を県民・区民の代表者からなる配分委員会で審議し、必要性・緊急性などを考慮して配分計画を立てます。その配分計画から出されるものが募金の目標額です。
　皆様からの募金を必要とされているところへ効果的に配分するために、あらかじめ計画を設定しています。
　区民の皆様には全体の目標額とともに、１世帯いくらぐらい寄付すればその目標額を達成できるのかを算出しています。また、「どれぐらい協力すればいいの？」と聞かれたときの目安としても１世帯あたりの目標額を示しています。
　ただし、「目標額」は皆様に強制や割り当てをするためのものではありません。募金は任意のものであり、お気持ちに応じて寄付していただければと存じます。

Ｑ３　集まったお金はどんなことに使っているの？

Ａ３
「赤い羽根共同募金」は以下の①～③のように使われています。
① 区内で活動している家事援助等のボランティアグループや区内にある福祉施設及び地域作業所（備品の購入・建物の整備費用等）などに配分されています。
② 神奈川県全域を対象にして①のような団体・用途のために配分されています。
③ 旭区社会福祉協議会の事業費として、区内で活動するボランティアグループ・当事者団体などへの助成金、災害見舞金、広報紙の発行などに使われます。

「年末たすけあい募金」は以下の①～③のように使われています。
①区内 19 の地区社会福祉協議会の事業費として配分されています。
②区内で活動している当事者団体などへの助成金として配分されています。
③生活にお困りの方への食糧支援などに使われます。

令和7年度　共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

本格化する少子高齢化・人口減少は、社会・経済・地域活動など、さまざまな分野に影響を及ぼしています。

地域においては、コロナ禍以降も住民同士の交流が希薄化し、社会的孤立がより顕著となり、地域のなかでのつながりの再構築や居場所づくりが必要となっています。

また、物価高騰による生活困窮者や社会的養護が必要な子ども達への対応といった課題が多様化、複雑化し、さらに全国各地で多発、激甚化する災害時の被災者支援など、それぞれの地域で安心して生活していくための喫緊の社会的課題も提起されています。

共同募金会では、住民一人ひとりが地域社会とつながって安心して生活できるように、地域を共に創っていく「地域共生社会」を実現していくために、草創期から提唱してきた“たすけあいの心の普及”のもと、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会をはじめ、福祉分野に留まらずさまざまな業界と連携しながら組織活動を展開していきます。

ことしで79回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに社会的課題に対する“緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

Ⅰ　共同募金の役割

１．総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

２．たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

３．民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

４．全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

５．ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

６．公　表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

Ⅱ　実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

Ⅲ　募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和7年10月1日(水)から3月31日(火)までの6カ月間を実施期間とします。

ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12 月 31 日までの 3 カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

また、県共同募金会では、1 月から 3 月までの 3 カ月間を強化期間として、県内を拠点とする企業等との協働事業を推進します。

Ⅳ 令和7年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第 119 条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和 7 年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和7年度募金目標額(配分計画額)　　12 億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金) ･････････････････････････････････ 8億2,268万円

1.	市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動 ･････････････	3億188万円
2.	民間社会福祉施設が行う福祉活動 ･････････････････････	2億350万円
3.	広域的な福祉活動を行う民間団体の事業 ･････････････････	6,880万円
4.	小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業 ･････････････	3,500万円
5.	子ども食堂等を対象としたボランタリーな活動支援事業 ･･･	2,000万円
6.	全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業 ･････････････	500万円
7.	国内大規模災害時に緊急に対応する資金 ･････････････････	3,600万円
8.	ポストコロナ社会における緊急支援事業および災害対応事業 ･･･	1,000万円
9.	全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業 ･･･	323.6万円
10.	県共同募金会が行う事業 ･････････････････････････････	8,060.4万円
11.	市区町村支会が行う事業 ･････････････････････････････	5,866万円

◆ 年末たすけあい募金 ･････････････････････････････････････ 3億7,732万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの季節性高い活動を支援するための資金。

Ⅴ 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者に誤解を招かないように実施します。

1．戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。

（1）戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

（2）寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

（3）自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。

また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。

（4）自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。

（５）寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。
（６）高額の寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。

２．街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。
（１）街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
（２）拡声器や音声等再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなど、募金活動時の状況に応じた対応に配慮して実施します。
（３）掲示物（ラミネート、パネル等）やチラシボックスを設置するなど、「視覚」による協力の呼びかけも効果的な手段のひとつとして採用します。
（４）寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”もしくは“赤い羽根シール”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
（５）募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。

３．法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。
（１）法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
（２）本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
（３）拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
（４）募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
（５）企業が製造・販売する商品等による物品寄付を受け入れて、社会福祉施設の利用者や生活困窮者への現物配分事業を実施します。

４．学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。
（１）学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・ＰＴＡ・職員組合などの理解を得られるように努めます。
（２）募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。

５．職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。
（１）職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
（２）バッジ等の募金グッズを活用する募金方法を実施する際は、販売行為と誤解を受けないようにご留意いただきながら、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。

６．イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際に呼びかける募金です。各チームや地元自治会が示している注意事項等を踏まえたうえで、募金活動を実施します。

（1）各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターとコラボグッズ等による募金・広報活動を展開します。

（2）各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。

（3）福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で開催されるさまざまなイベント事業に参加して、募金・広報活動を展開します。

7．その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

（1）子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。

（2）個人からの寄付を受け入れます。（個人大口寄付金を含みます）

（3）企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。

（4）金融機関に預け入れた寄付金の預金利息（年２回）は、寄付金として計上します。

Ⅵ 配分事業の展開

1．配分審査

令和 7 年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和 7 年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2．配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和 8 年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和 7 年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3．配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で使途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。

Ⅶ 寄付金の取り扱い

1．寄付金の管理

（1）募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。

（2）寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2．共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね１割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛･昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

Ⅷ 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」（平成 17 年 6 月 1 日施行）に基づき適正に管理いたします。

区連会 資料　３－２

建建防第 1840 号
令和７年９月 19 日

旭区地区連合自治会町内会長　各位
自治会町内会長　各位

横浜市建築局建築防災課長　稲葉　真絵

ブロック塀等改善事業の周知への御協力について（依頼）

日頃より、横浜市政及び建築行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

今回御案内する「ブロック塀等改善事業」は、**地震時に倒壊する恐れのある、道路に面したブロック塀等に対して、改善工事費の一部を本市が補助する事業**で、**旭区は過去３か年の補助金の申請が最も多い区**となっています。

広報よこはま９月号の 13 面にもお知らせを掲載しておりますが、本補助事業について定例会等の機会に地域の皆様に情報提供・御周知くださいますよう御協力をお願いいたします。

〇依頼内容

・ブロック塀等改善事業について、定例会等の機会に御周知をお願いします。
・地域の中で、道路に面しており、倒壊する恐れのある※ブロック塀や石積塀等がございましたら、横浜市の補助金を活用して改善できることを所有者や管理者に情報提供をお願いします。
（※ヒビや傾きがある、高さがある、基礎がない、控え壁がない又は少ない等）

〇御留意いただきたいこと

・補助金の申請には要件があります。
・今年度に補助金を受けて改善をご希望の場合は 10 月 31 日（金）までに事前相談をお申込みいただく必要がございます。
・補助金について、御不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
横浜市建築局 建築防災課 ブロック塀補助金担当
Tel 045-671-2930　Fax 045-663-3255

ブロック塀等改善事業のご案内

ー安全な歩行空間を目指してー

⚠ 重要なお知らせ

●事前相談票受付期間：４月～翌年２月

今年度中に補助金交付申請をお考えの方は
10 月末までに事前相談票を提出してください

●交付申請書受付期間：４月～１２月

地震などによるブロック塀等の倒壊を防止し、歩行者の安全性を確保するため、
道路等に面する危険なブロック塀等の改善工事に要する費用を補助します。

1　補助制度の対象

●道路等※1に面する高さ１m以上のブロック塀等※2
で、地震時に倒壊するおそれのあるもの※3

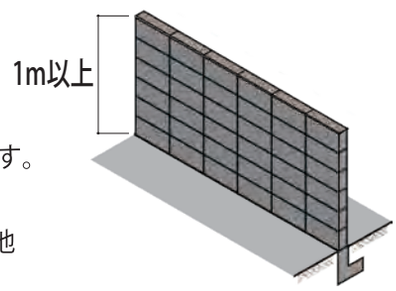

※１　「道路等」とは、避難場所等に通ずる道路等で以下のものをいいます。
- 道路法による道路
- 建築基準法第 42 条に規定する道路又は第 43 条第 2 項に基づく空地
- その他これらに類するもので市長が認めるもの

※２「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀、コンクリート製の塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀

※３　事前相談を受けた後、市職員又は市が委託する専門家が現地を調査し判定。

●補助金を申請できる方　ブロック塀等の所有者又は管理者※4

※４　「狭あい道路拡幅整備事業」の対象となる場合は、「ブロック塀等改善事業」を原則利用できません。

2　補助対象となる工事

●除却　道路等に面するブロック塀等を、原則全て除却する工事

●新設　ブロック塀等の除却とセットで行う、軽量なフェンス等※5※6※7
又は生垣の新設工事

※５「軽量なフェンス等」とは、ネットフェンス、アルミフェンス、その他これらに類する塀。

※６　補助対象となる軽量なフェンス等には、基礎の高さ等の条件があります。

※７　幅員が４m未満の道路等の場合、軽量なフェンス等又は生垣を新設する費用は、
原則補助対象外です。

3　補助額

令和４年度に
補助額を見直しました

補助率・長さ等により補助額が決まります。（下表参照）

ブロック塀等の除却工事	軽量なフェンス等の新設工事
補助対象となる工事費×9/10 **又は** 長さ×**13,000円/m** **のいずれか低い額**	補助対象となる工事費×1/2 **又は** 基礎を新設する場合　長さ×37,000円/m 既存の基礎を使用する場合　長さ×18,000円/m 生垣を設置する場合　長さ×**13,000円/m** **のいずれか低い額**
上記の除却工事と軽量なフェンス等の新設工事を合わせた上限額は塀の長さに応じて **10m未満 30 万円　10m～ 20m 未満 40 万円　20m 以上 50 万円**です。	

手続きの流れについては裏面をご覧ください。

横浜市建築局

2025.1.6

4　手続きの流れ

項目	申請者	横浜市	処理期間の目安
10月末まで 事前相談	「事前相談票」の提出 →	「事前相談票」の受付	
	← 「回答書」の受領	現場調査・回答書の作成	1か月
施工業者の選定	施工業者の選定 「見積書」の取得	**施工業者は市内に本社がある事業者から選定してください。契約金額が100万円以上となる場合は、２者以上の「見積書」が必要となります。**	
12月末まで 申請	「補助金交付申請書」の提出※1 →	「補助金交付申請書」受付・審査	1か月
	← 「補助金交付決定通知書」の受領	「補助金交付決定通知書」の交付	
施工業者との契約	申請者が施工業者と契約	**必ず市から交付される「補助金交付決定通知書」受領後に契約して下さい。**	
工事	工事の実施・「完了報告書」の作成		
2月末まで 完了の報告※2	「完了報告書」の提出 →	「完了報告書」の受付・審査	0.5か月
	← 「補助金額確定通知書」の受領	「補助金額確定通知書」の交付	
補助金の請求	「請求書」の提出 →	「請求書」の受付・内容確認	1か月
補助金の受領	入金の確認	補助金の支出	

※1 補助金交付申請に必要な書類

- □ 補助金交付申請書（第１号様式）
- □ 関係権利者同意書（関係権利者全員分）（第３号様式）
- □ 納税状況調査同意書（申請者及び関係権利者全員分）（第４号様式）
- □ 誓約書（第５号様式）　□ 見積書の写し
- □ 施工事業者が市内事業者であることを証明する書類
- □ 現況写真（おおむね１か月以内のもの）
- □ 除却等の範囲がわかる図面（現場調査報告書等に明示したものでも構いません）
- □ 【新設補助の場合】整備計画図、仕様書等
- □ 【掲示のみ※3】申請者の本人確認資料（運転免許証、保険証等）
- □ 【代理申請の場合】委任状（第２号様式）

※2　2月末までに工事の完了及び市への完了報告書の提出がない場合は、補助金の交付ができません。

※3　郵送または代理申請の場合は写しを提出いただきます。

5　ブロック塀等の改善工事等について相談できる窓口

一般社団法人 神奈川県エクステリア建設業協会
TEL：045-620-4813　FAX：045-620-4814
危険ブロック塀の診断・改善計画・工事に関すること

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会
TEL：045-662-2711　FAX：045-662-8981
会員による設計・工事費見積り・相談及び既存ブロック塀改修工事等受託事業者のご紹介

特定非営利活動法人 横浜市まちづくりセンター
TEL：045-315-4089　FAX：045-315-4099
電話受付:毎日10時～16時、訪問相談員派遣無料、建設業許可業者紹介、工事検査実施

一般社団法人 神奈川県建物解体業協会
http://www.kana-kaitai.or.jp/
協会では電話対応を行っておりません。上記ホームページの会員一覧から各会社にお問い合せください。

6　お問い合わせ先

横浜市　建築局　建築防災課
〒231-0005 横浜市中区本町６-50-10　市庁舎 25 階
TEL：045-671-2930　FAX：045-663-3255　E-MAIL：kc-block@city.yokohama.lg.jp
（平日 午前８時 45 分から 12 時、午後１時から５時 15 分まで）

区連会９月説明資料
令和７年９月１９日
脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進課

区連会 資料３－３

旧上瀬谷通信施設地区に関する都市計画の手続きについて

旧上瀬谷通信施設地区では、市民意見募集を実施して令和５年２月に策定した「旧上瀬谷通信施設地区土地利用基本計画デザインノート」を踏まえ、「農業振興地区」「観光・賑わい地区」「物流地区」「防災・公園地区」の４つの地区にゾーン分けをし、土地利用の検討を行っています。

このうち物流地区については、これまで地権者が選定した民間事業予定者と市との間で協議を行い、この度、事業予定者の事業計画の検討が進んだため、以下のとおり都市計画決定・変更に向けた手続きを行いますので、自治会町内会長への情報提供をお願いいたします。

■土地利用計画図

観光・賑わい地区
テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、**国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点**を形成します。

農業振興地区
賑わい施設などと連携した農産物の収穫体験や、滞在しながら農の魅力を味わう農体験、ICTなどを活用した質の高い農産物の安定生産と直売所等による「収益性の高い農業」の展開、大学と連携した農業技術の研究など、**他の地域へも波及する新たな都市農業モデルとなる拠点**を形成します。

物流地区
東名高速道路や保土ケ谷バイパスなどの広域的な幹線道路との近接性をいかし、**新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点**を形成します。

防災・公園地区
国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点（消防・警察・自衛隊などの受入に必要な広域応援活動拠点としての施設・機能や広域避難場所としての機能）などを形成します。

今後予定している都市計画手続き

(1) 都市計画市素案説明会日時（どちらも同じ内容の説明を行います）
　９月26日（金）　19時00分（旭公会堂）
　９月27日（土）　14時00分（瀬谷公会堂）
　※横浜市ホームページでも説明動画を公開します（９月25日から10月９日まで）

(2) 都市計画市素案の縦覧期間
　９月25日（木）から10月９日（木）
　建築局都市計画課窓口（土日除く８時45分から17時15分まで）か、横浜市ホームページでご覧いただけます。

(3) 公述申出の受付期間
　９月25日（木）から10月９日（木）
　横浜市電子申請システムから提出、または建築局都市計画課窓口に持参・郵送（10月９日必着）

(4) 公聴会（公述申出があった場合に開催）
　11月12日（水）
　開催の有無は10月15日（水）以降に横浜市ホームページでご確認いただくか、建築局都市計画課に電話でお問い合わせください。

問合せ先：脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進課　TEL：900-0703

都市計画市素案の概要（1/2）

※本資料は都市計画の概要を示したものです。正確な内容、区域等については、縦覧期間中に縦覧場所でご確認ください。

1 地区計画の決定

＜図１＞地区の区分に関する図

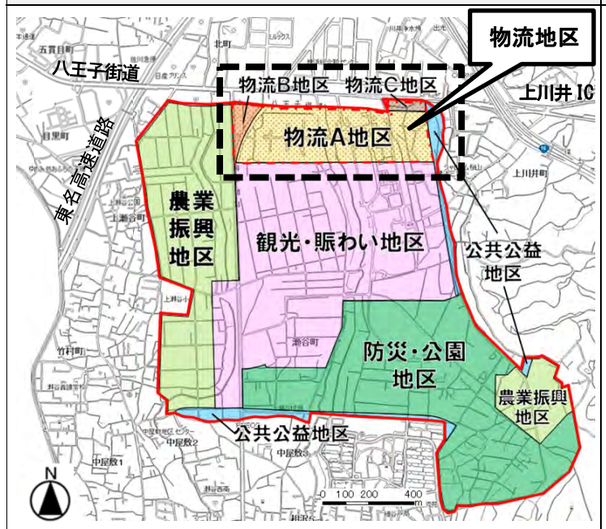

地区計画の区域（土地区画整理事業の施行区域）
地区整備計画の区域

＜図２＞地区施設の配置及び規模等に関する図（物流地区を拡大）

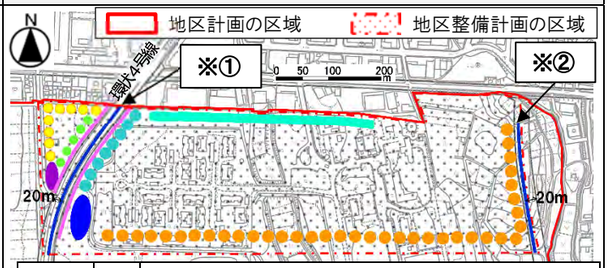

	地区施設	緑地帯1 ：幅員 6.0m、延長約 140m
		緑地帯2 ：幅員 2.0m、延長約 110m
		緑地帯3 ：幅員 5.0m、延長約 950m
		緑地帯4 ：幅員 3.0m、延長約 210m
		緑地 ：約 4,000 ㎡
		広場1 ：約 1,800 ㎡
		広場2 ：約 1,000 ㎡
		歩道状空地：幅員 1.0m、延長約 430m
	建築物の高さの最高限度に関する基準線 ※① 都市計画道路3･4･3 号環状4号線の物流 A 地区の反対側の道路境界線からの水平距離 20mの線 ※② 都市計画道路3･3･53 号上川井瀬谷1号線の物流 A 地区の反対側の道路境界線からの水平距離 20mの線	

名 称	旧上瀬谷通信施設地区地区計画	位 置	旭区上川井町並びに 瀬谷区上瀬谷町、北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目地内	面 積	約 248.5ha

地区計画の目標		本地区計画は、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備に合わせて、自然環境や風景の継承に配慮しつつ、区域内に設定する各地区の特性に合わせて土地利用を誘導・制御し、各地区が相互に連携することを通じて、交流人口の増加、横浜経済の更なる活性化や、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを実現し、災害対応力を備えた、郊外部の新たな活性化拠点を形成することを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	郊外部の新たな活性化拠点を形成するため、地区計画の区域を区分し、土地利用の方針を次のように定める。 1 観光・賑わい地区 広大な土地のポテンシャルを最大限に生かし、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点を形成するため、周辺と調和したまちづくりの中心となる、テーマパークを核とした複合的な集客施設を立地する。 2 農業振興地区 まとまりのある農地の保全を図り、これまでの歴史ある農業を継承しつつ、地域の農業生産力を高めていくため、畑地かんがい施設等を始めとする農業生産基盤を整備する。等 3 物流地区 東名高速道路、保土ケ谷バイパス等の広域的な幹線道路や新たなインターチェンジとの近接性を生かし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点を形成するとともに、防災・公園地区との連携による災害対応力強化や脱炭素等の環境負荷低減に資する土地利用を図る。地区をA、B、Cの３地区に区分し、物流Ａ地区では、基幹物流施設※1を立地する。等 4 防災・公園地区 広大な土地と広域的な交通利便性を生かし、大規模災害時において自衛隊・警察・消防・医療従事者等の応援部隊の現地活動調整を行う拠点機能やベースキャンプ機能及び物資の流通拠点機能を担う広域防災拠点を形成するため、広域公園や消防機能を備えた現地司令施設、大規模備蓄庫、外部からの支援物資受け入れ拠点等を整備する。等 5 公共公益地区 公共公益に資する調整池等を整備する。
	地区施設の整備の方針	1 環状４号線の街路樹を補完し、連続的な桜並木の軸を形成するため、緑地帯１及び緑地帯２を整備する。等 2 周辺環境に配慮するため、基幹物流施設の敷地において隣地境界線に沿って３m以上の幅の緑地を整備する。 3 来街者や周辺住民が憩える緑豊かで快適かつ開放的な空間を形成するため、広場１及び広場２を整備する。 4 安全で快適な歩行者空間を形成するため、歩道状空地を整備する。
	建築物等の整備の方針	建築物の省エネ化や太陽光等の再生可能エネルギーの活用等による 2050 年脱炭素社会の実現を目指すとともに、雨水貯留・浸透により流出抑制に配慮した設えとする。物流地区では、基幹物流施設等の整備にあたり、長大感や圧迫感に配慮した建物形状とする等、周辺環境と調和を図る。等
	緑化の方針	道路及びその沿道において、中高木を中心とした植栽等視認性や質の高い緑化の効果的な配置を行うとともに、広場等における街路樹とつながる一体的な緑化により、来街者のみならず周辺住民にとっても快適で豊かな緑空間を創出する。等

※1：国内の主要な物流拠点とのネットワークを形成し、物資輸送の効率化を図るとともに、次世代モビリティへの対応等を目指した物流施設

地区整備計画			物流A地区	物流B地区	物流C地区
地区施設の配置及び規模			＜図２＞のとおり		
建築物等に関する事項	地区の区分	名称	物流A地区	物流B地区	物流C地区
		面積	約 22.8 ha	約 1.9 ha	約 1.1 ha
	建築物の用途の制限		建築することができる建築物 1 保育所等 2 診療所 3 巡査派出所、公衆電話所等 4 事務所 5 店舗、飲食店等 ※2 6 自動車車庫 7 工場 ※3 8 倉庫 9 危険物の貯蔵又は処理に供するもの ※3 10 前各号の建築物に附属するもの	建築してはならない建築物 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、福祉ホーム等 4 マージャン屋、ぱちんこ屋等 5 ナイトクラブ等 6 キャバレー、料理店等	
	建築物の敷地面積の最低限度		90,000 ㎡ ※3	1,000 ㎡ ※3	500 ㎡ ※3
	壁面の位置の制限		・環状４号線の道路境界線から７m以上後退 ※3 ・上記以外の道路境界線から５m以上後退 ※3	道路境界線から ３m以上後退 ※3	道路境界線から 0.5m以上後退 ※3
	建築物の高さの最高限度		1 45m以下 2 図２に示す基準線からの斜線制限 20m＋L1 ※4 以下 3 前面道路の中心線又は隣地境界線からの北側斜線制限 7.5m＋0.6L2 ※5 以下	－	
	建築物等の形態意匠の制限		1 周囲への景観的調和に配慮するための建築物等に関する制限（素材・緑化等による変化をつけた壁面の形態意匠、色彩、屋上の建築設備・駐車場等の外観等） 2 地区の景観及び地区外からの景観を阻害しないための屋外広告物に関する制限（設置位置、照明等）※3	1 周囲への景観的調和に配慮するための建築物等に関する制限（屋上の建築設備・駐車場等の外観等） 2 地区の景観及び地区外からの景観を阻害しないための屋外広告物に関する制限（設置位置、照明等）※3	
	建築物の緑化率の最低限度		25%	15%	

※2：規模要件あり
※3：除外規定あり
※4：L1…図２に示す基準線までの水平距離のうち最小のもの
※5：L2…前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離のうち最小のもの

2 区域区分の変更（拡大図）

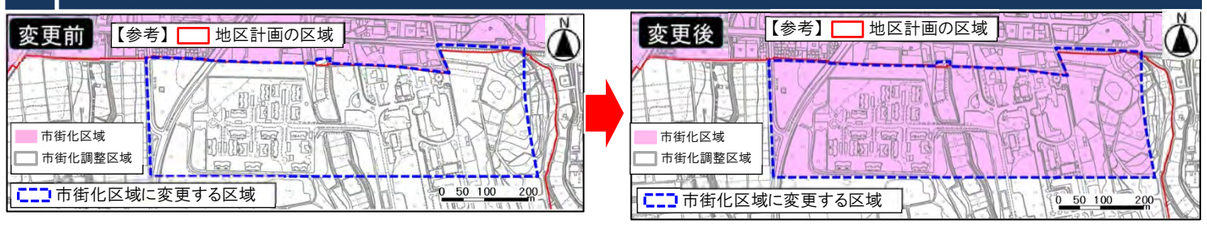

旧（変更前）	新（変更後）	変更する面積
市街化調整区域	市街化地域	約 25.9 ha

都市計画市素案の概要（2/2）

※　本資料は都市計画の概要を示したものです。正確な内容、区域等については、縦覧期間中に縦覧場所でご確認ください。

3　用途地域の変更（拡大図）

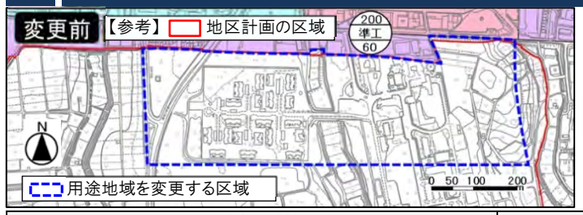

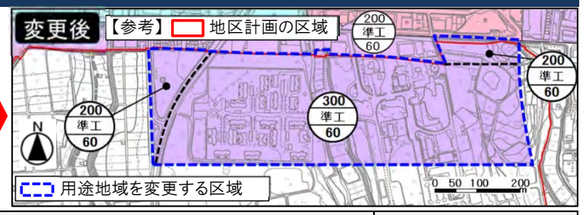

旧（変更前）	新（変更後）	変更する面積
指定なし	準工業地域（容積率300% 建蔽率60%）	約 22.8ha
指定なし	準工業地域（容積率200% 建蔽率60%）	約　3.1ha

4　高度地区の変更（拡大図）

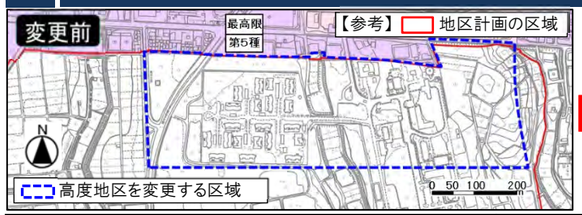

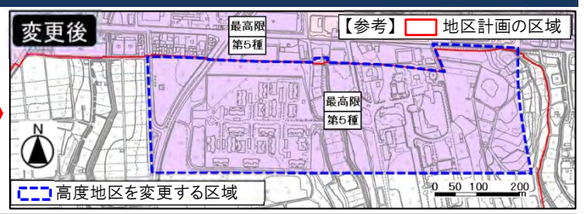

旧（変更前）	新（変更後）	変更する面積
指定なし	最高限第５種高度地区（最高高さ20m、北側除線あり）	約 25.9 ha

5　防火地域及び準防火地域の変更（拡大図）

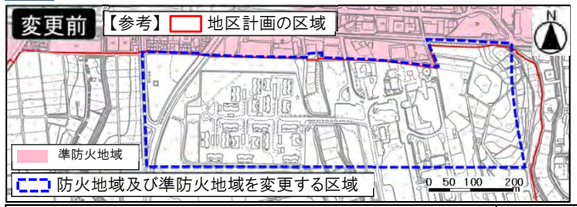

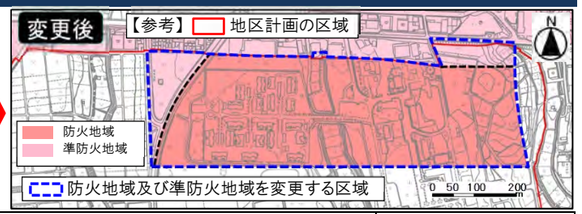

旧（変更前）	新（変更後）	変更する面積
指定なし	防火地域	約 22.8ha
指定なし	準防火地域	約　3.1ha

6　風致地区の変更

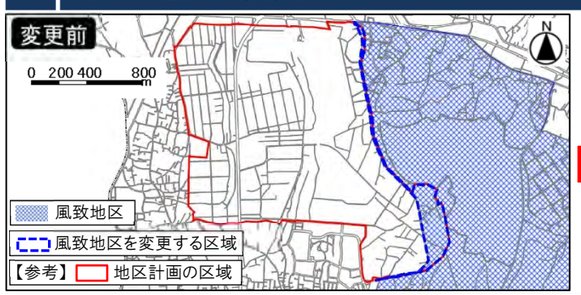

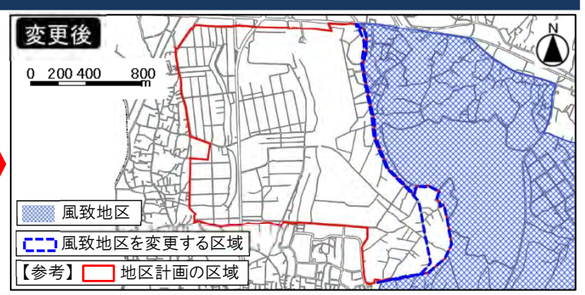

旧（変更前）	新（変更後）	変更する面積
風致地区（川井・矢指風致地区）	指定なし	約 12.0 ha

問合せ先

◆計画内容・事業内容に関すること	横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷整備推進課 TEL 045-900-0703 〒246-0003　横浜市瀬谷区瀬谷町 5810-6
◆都市計画の手続に関すること	横浜市建築局都市計画課　TEL 045-671-2657 〒231-0005　横浜市中区本町６丁目 50 番地 10　市庁舎 25 階 ※市素案説明会　横浜市市素案説明会 で検索 ※市素案縦覧・公聴会（９月 25 日から公開）　横浜市公聴会 で検索 市素案説明会　市素案縦覧・公聴会

横浜市からのお知らせ

令和7年8月

都市計画市素案説明会のお知らせ

＜旧上瀬谷通信施設地区に関する都市計画決定及び変更について＞

（地区計画の決定・区域区分の変更等）

旧上瀬谷通信施設地区では、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備に合わせて、都市と緑や農のバランスのとれた新たなまちづくりを実現し、豊かな環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点を形成することを目標に、まちづくりの検討が進められてきました。

このたび、具体的なまちづくりを進めていくため、地区計画の決定、区域区分の変更等について、都市計画市素案を作成しましたので、都市計画市素案の内容や今後の手続について、説明会を開催します。

①都市計画市素案説明会の日時及び会場

現地開催	日時	令和７年９月 26 日（金）午後７時開始（開場 午後６時 30 分）	令和７年９月 27 日（土）午後２時開始（開場 午後１時 30 分）
	会場	旭公会堂　講堂（旭区鶴ケ峰 1-4-12） （相鉄本線「鶴ヶ峰駅」徒歩７分）	瀬谷公会堂　講堂（瀬谷区二ツ橋町 190） （相鉄本線「三ツ境駅」徒歩 10 分）
	備考	※説明する内容は動画配信と同じです。また、各回とも説明内容は同じです。 ※申込は不要です。直接会場へお越しください。 ※駐車場をご利用の際には、有料となります。	
動画配信	日時	令和７年９月 25 日（木）から令和７年 10 月９日（木）まで	
	場所	横浜市ホームページ上での動画配信（音声付説明動画）　横浜市市素案説明会 で検索	

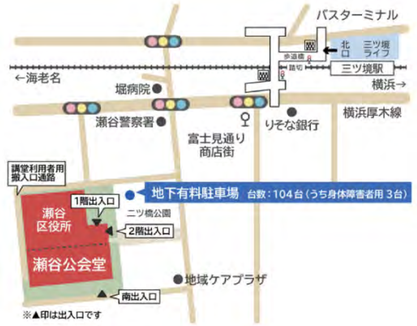

②都市計画市素案の縦覧及び公述申出の受付

期間	令和７年９月 25 日（木）から令和７年 10 月９日（木）まで（土・日を除く）
縦覧場所	建築局都市計画課（受付時間：午前８時 45 分から午後５時 15 分まで） ※横浜市ホームページで都市計画市素案の概要を御覧になれます。
公述申出	縦覧期間中、関係住民及び利害関係者は、市素案に対して公開の場で意見を述べる機会である「公聴会」における公述の申出ができます。（横浜市電子申請システムから提出又は都市計画課へ持参若しくは郵送（期間内必着）） ※公述申出書の様式は自由です。（住所、連絡先、氏名、案件名、意見の要旨を御記入ください。）公述申出書の参考様式は、ホームページ及び縦覧場所でも入手可能です。 ※10 名を超える申出があった場合は抽選を行います。

③公聴会の日時及び会場（公述申出があった場合に開催）

日時	令和７年 11 月 12 日（水）午後７時開始
会場	瀬谷公会堂　講堂（横浜市瀬谷区二ツ橋町 190）
公述申出	公聴会開催の有無は、10 月 15 日(水)以降に横浜市ホームページで御確認いただくか、横浜市建築局都市計画課（045-671-2657）に電話でお問合せください。 「公聴会における公述意見の要旨と市の考え方」については、後日、横浜市ホームページで公表します。

今後の都市計画手続の流れ

9/25～10/9（動画）
9/26・9/27（現地）
①都市計画市素案説明会（現地・動画）
→ 9/25～10/9 ②都市計画市素案の縦覧及び公述申出書の受付
→ 11/12 ③公聴会（公述の申出があった場合）
→ 都市計画原案の縦覧及び意見書の受付（地区計画のみ）
→ 都市計画案の縦覧及び意見書の受付
→ 横浜市都市計画審議会
→ 都市計画決定・変更告示

令和７年１０月

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業　環境影響評価方法書の縦覧及び説明会開催のお知らせ

「旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業」（以下、「本事業」とします。）について、横浜市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価方法書」（以下、「方法書」とします。）を作成しましたので、その概要と縦覧及び説明会の開催についてお知らせします。

１　都市計画対象事業の概要

本事業は、上瀬谷地区内の「防災・公園地区」で整備を予定している広域防災拠点の機能を最大限に発揮するとともに、日常の交通利便性の向上、物流機能の強化など市内経済の活性化を目指し、上瀬谷地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジを整備しようとするものです。

都市計画決定権者の名称並びに当該対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所	【都市計画決定権者】　横浜市 【都市計画対象事業を実施しようとする者】 名称横浜市　代表者の氏名　横浜市長　山中　竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10
都市計画対象事業の名称	旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業
都市計画対象事業の種類、規模	道路の建設（自動車専用道路の新設）： （第１分類事業） 延長　：約 0.85ｋｍ（ランプ区間含め約 3.7km） 構造形式：地表式、地下式 車線数　：片側１～２車線
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区上瀬谷町、五貫目町、瀬谷町、目黒町の各一部　起終点：横浜市瀬谷区瀬谷町

２　説明会の概要

●会場及び日程

日　時	会　場
１０月１８日（土） １４時３０分～１６時００分予定（１４時００分開場）	**瀬谷公会堂** 横浜市瀬谷区二ツ橋町 190
１０月２２日（水） １８時３０分～２０時００分予定（１８時００分開場）	**旭公会堂** 横浜市旭区鶴ケ峰 1-4-12

・各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。
・申し込みは不要です。当日、会場へお越しください。
・瀬谷公会堂、旭公会堂は区役所駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがありますので、公共交通機関のご利用にご協力をお願いします。なお、**駐車料金は有料**となりますのでご注意ください。

【瀬谷公会堂】

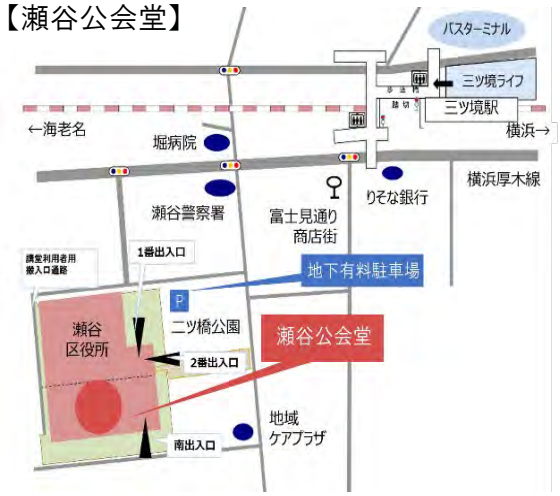

【旭公会堂】

3　環境影響評価手続きの流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は方法書の段階となります。

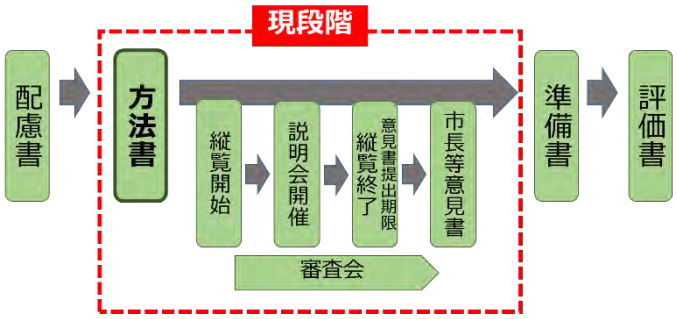

＜配慮書＞
事業の計画を立案するにあたり、環境の保全について配慮すべき事項について検討を行い、その内容を記載したもの。

＜方法書＞
環境の事前調査及び影響の予測・評価をする項目や調査・予測の手法などを記載したもの。

＜準備書＞
方法書等に基づき、環境の事前調査及び影響の予測・評価をした結果などを記載したもの。

＜評価書＞
市長や住民等の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、環境影響評価の最終的な評価を記載したもの。

4　方法書の縦覧及び意見書の提出について

本事業の方法書について、下記のとおり縦覧を行います。方法書はどなたでもご覧になれます。

また、方法書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、以下に示す期間中に意見書を提出することができます。

あわせて、一部の図書館において方法書の閲覧ができます。詳細は、横浜市ホームページ（みどり環境局環境影響評価課）をご覧ください。

■方法書の縦覧について

期間	令和７年１０月３日(金)から令和７年１１月１７日(月)まで　※土・日・祝日を除く
場所	①　横浜市みどり環境局環境影響評価課（横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10　市庁舎 27 階） ②　横浜市瀬谷区役所区政推進課広報相談係（横浜市瀬谷区二ツ橋町 190 番地） ③　大和市役所　環境共生部環境・公害対策課（大和市下鶴間一丁目１番１号） ④　町田市役所　環境資源部環境共生課、総務部法務課（東京都町田市森野二丁目２番 22 号）、南市民センター（東京都町田市金森四丁目５番６号）
時間	①８時４５分～１７時１５分　②８時４５分～１７時００分　③、④は８時３０分～１７時００分

■意見書の提出について

期間	令和７年１０月３日(金)から令和７年１１月１７日(月)まで　※土・日・祝日を除く
提出方法	A または B の方法で提出してください。 A：意見書用紙に記入して、以下の提出先へ持参または郵送（当日消印有効）にて提出 ※縦覧場所窓口で意見書用紙を配布しております。町田市役所は環境共生課のみ 提出先：横浜市みどり環境局環境影響評価課（横浜市中区本町６丁目 50 番地の 10　市庁舎 27 階） B：横浜市ホームページ（みどり環境局環境影響評価課）から電子申請で提出 横浜市　環境アセスメント　検索 または、右のＱＲコードより、ホームページにアクセスください。

5　今後のスケジュール

引続き、環境影響評価手続きを進めていきます。その後、東名高速道路へ新たな道路を接続するための連結許可手続きを進めていき、国からの連結許可が取れ次第、用地取得・補償等の手続きや工事に着手する予定です。2030 年代前半の供用開始を目標としています。

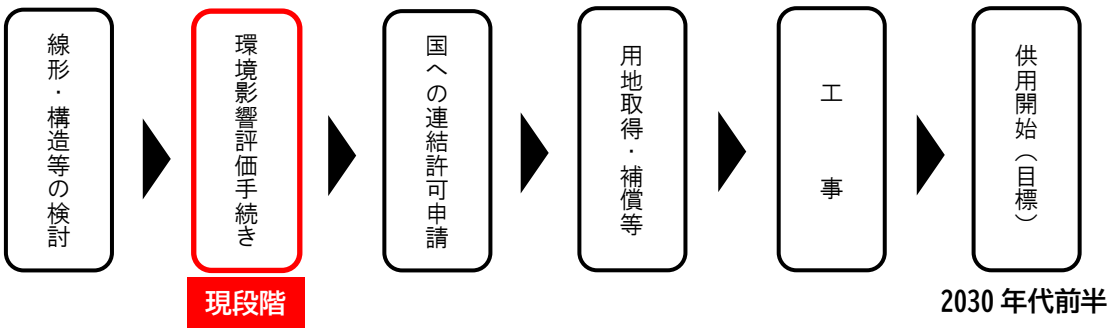

6 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、「横浜市環境影響評価技術指針」の「環境影響評価項目」を踏まえ、環境への影響を予測・評価する項目を１６項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

【凡例】　○：選定した項目　　―：選定しない項目
※本事業の事業特性を考慮し、追加した細目

■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	細目（環境影響要因）	工事中			存在・供用時			
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	切土工等、トンネル工事又は既存の構造物の除去	道路（平面構造）又は掘割構造）の存在	道路（高架構造）の存在	道路（トンネル構造）の存在	自動車の走行
気候変動への対策	温室効果ガス	温室効果ガス	○	○	－	○	○	○	－
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物・生態系	生態系	－	－	○	○	○	－	－
		動物	－	－	○	○	○	－	－
		植物	－	－	○	○	○	－	－
	緑地	緑地	－	－	○	○	○	－	－
	水循環	地下水位及び湧水の流量	－	－	○	○	－	○	－
	廃棄物・建設発生土	産業廃棄物	－	－	○	－	－	－	－
		建設発生土	－	－	○	－	－	－	－
	大気質	大気汚染	○	○	－	－	－	－	○
	騒音	騒音	○	○	－	－	－	－	○
	振動	振動	○	○	－	－	－	－	○
	地盤	地盤沈下	－	－	○	○	－	○	－
	低周波音	低周波音	－	－	－	－	－	－	○
	日影	日照阻害	－	－	－	－	○	－	－
	安全	地下埋設物※	－	－	○	－	－	－	－
快適な地域環境の確保	地域交通	交通混雑	－	○	－	－	－	－	○
		歩行者等の安全	－	○	－	－	－	－	○
	景観	景観	－	－	－	○	○	－	－
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	－	○	○	○	－	－	○
	文化財等	文化財等	－	－	○	－	－	－	－

7　お問い合わせ先

＜方法書、説明会及び事業計画の内容について＞
横浜市　脱炭素・GREEN×EXPO 推進局　上瀬谷交通整備部　上瀬谷交通整備課
TEL：045-671-4607　FAX：045-550-4106

＜環境影響評価制度について＞
横浜市　みどり環境局　環境保全部　環境影響評価課
TEL：045-671-2495　FAX：045-663-7831

＜都市計画手続について＞
横浜市　建築局　企画部　都市計画課
TEL：045-671-2657　FAX：045-550-4913

8 方法書対象地域

方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、環境影響を受けるおそれがある範囲を踏まえて、次のとおり設定しました。

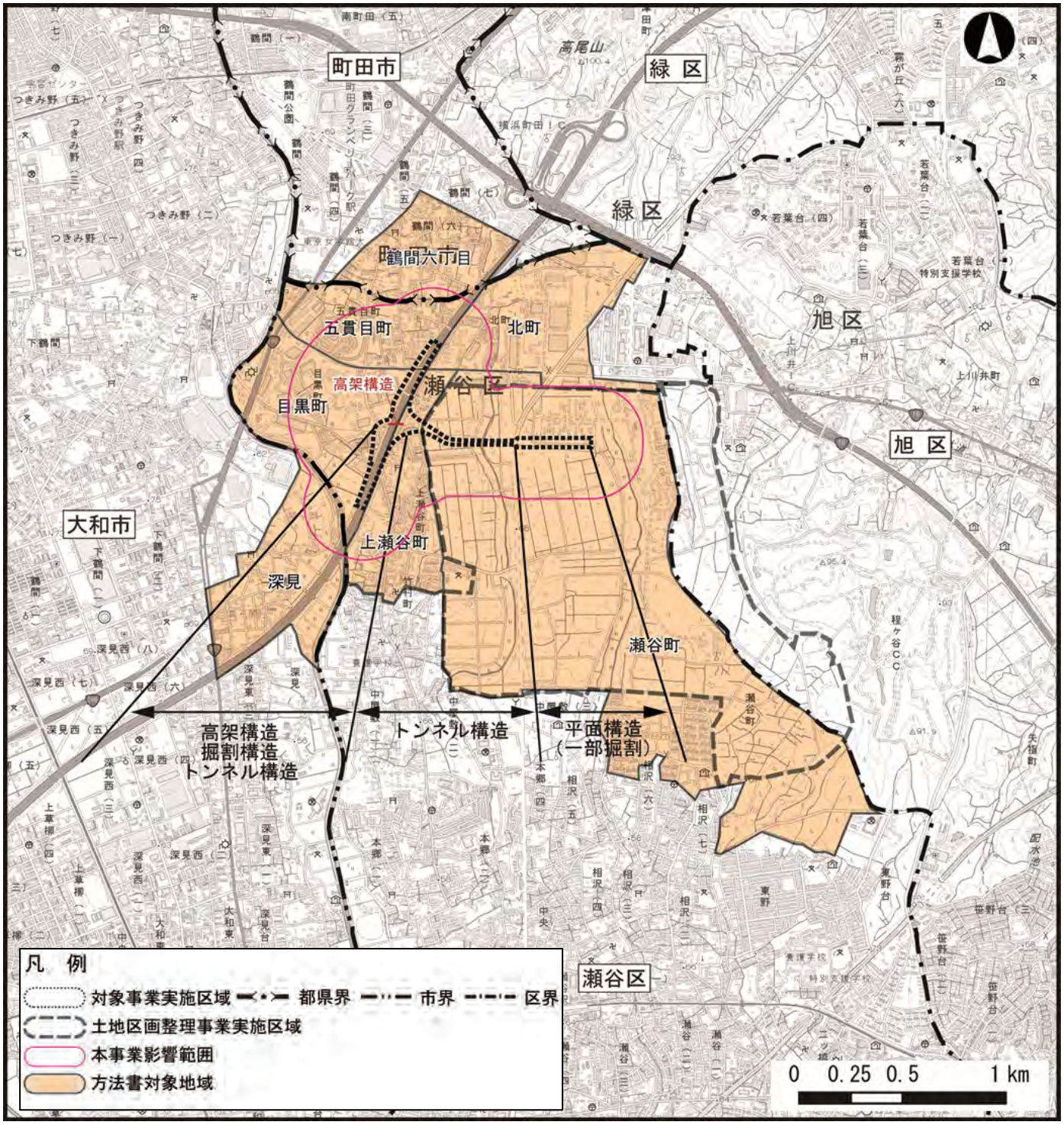

環境影響評価項目の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から振動、低周波音が１００m、地下水が１５０m、大気質・騒音が２００m、動物・植物・生態系が２５０m、触れ合い活動の場が高架構造から５００m圏にかかる町丁の全域及び一部地域としました。

【瀬谷区】上瀬谷町、北町、五貫目町、瀬谷町、目黒町
【大和市】深見（一部地域）
【町田市】鶴間六丁目

※上記方法書対象地域に加えて、今後の都市計画手続を踏まえて下記地域にも周知を行います。
【瀬谷区】卸本町
【旭　区】上川井町（一部地域）

区連会 資料３－５

９月定例会説明資料
令和７年９月１９日
みどり環境局公園緑地事業課

横浜動物の森公園中央道路　開通時期の見通しについて

横浜動物の森公園未整備区域では、中央道路の整備を公園整備の一環として進めています。令和５年度より準備工に着手し、事業を進めております。これまで道路管理者、交通管理者と協議を行ってきた結果、概ね整備内容が定まりましたので、ご報告致します。早期完成を目指して、引き続き事業を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をいただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

１　中央道路整備の概要

（1）中央道路新設整備区間概要

工事場所	緑区三保町 641 番ほか
延　　長	新設区間 804m （整備済区間 1,269m（内、一部公道化済 165m））
道路構造 （新設区間）	２車線（片側１車線）幅員 17m 幅員構成：車道 3.0m、自転車通行帯 1.5m、 路肩 0.5m、植栽帯 1.5m、歩道 2.0m

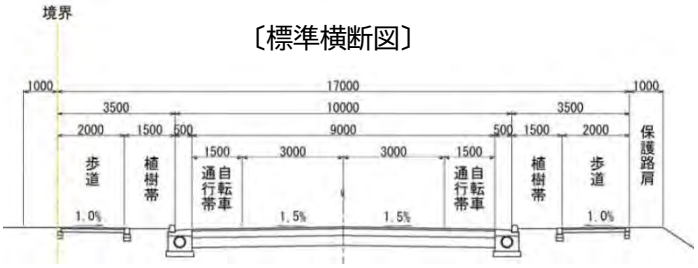

新設道路区間：804m
整備済道路区間：1,269m
三保街道改良区間：202m

（2）道路整備期間

開通予定時期：令和 15 年度末

新 設 区 間：令和５年～15 年予定

２　整備スケジュール

（1）準備工：令和５～７年

北門駐車場から搬入路を整備し、道路整備に必要な樹木の伐採･抜根を進めています。

（2）中央道路工：令和８～13 年

樹林地工区（(2)-1）を北門駐車場から三保街道側に向け整備を進め、その後、駐車場工区（(2)-2）の整備を行います。

最大約 20mの切土（擁壁・のり面保護）、約 11mの盛土が必要となります。

（3）橋梁工区：令和 12～14 年

道路新設により公道が分断されてしまうため、橋(長さ約 30m、幅４m)を新たに整備し通行を確保します。

（4）三保街道改良工区：令和 13～15 年

新設交差点付近は、交差点における緩勾配を確保するため、既存道路の切下げ(約 200m区間)が必要となります。

担当：みどり環境局公園緑地事業課 担当課長 菅谷 浩明
電話：045-671-2684 FAX：045-671-2724

〔整備スケジュール(予定)〕

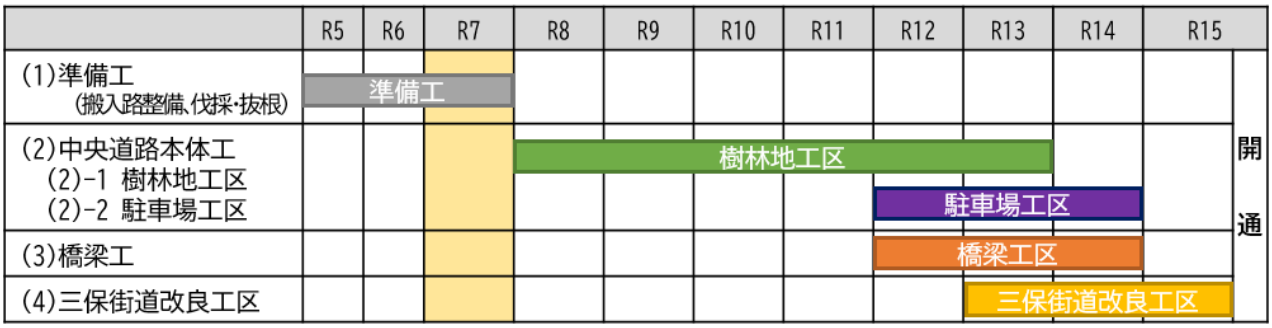

〔平面図〕

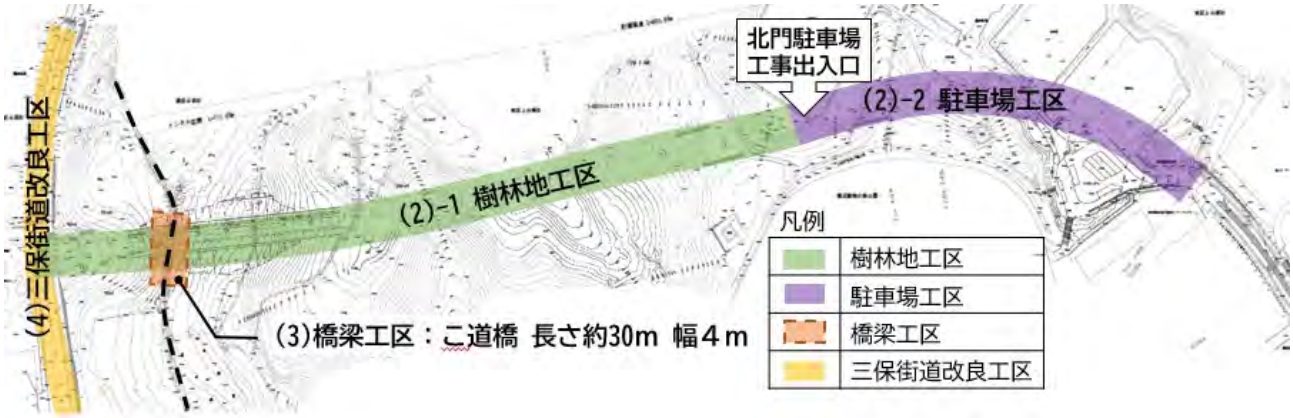

〔縦断図〕※高低差を強調した図としています

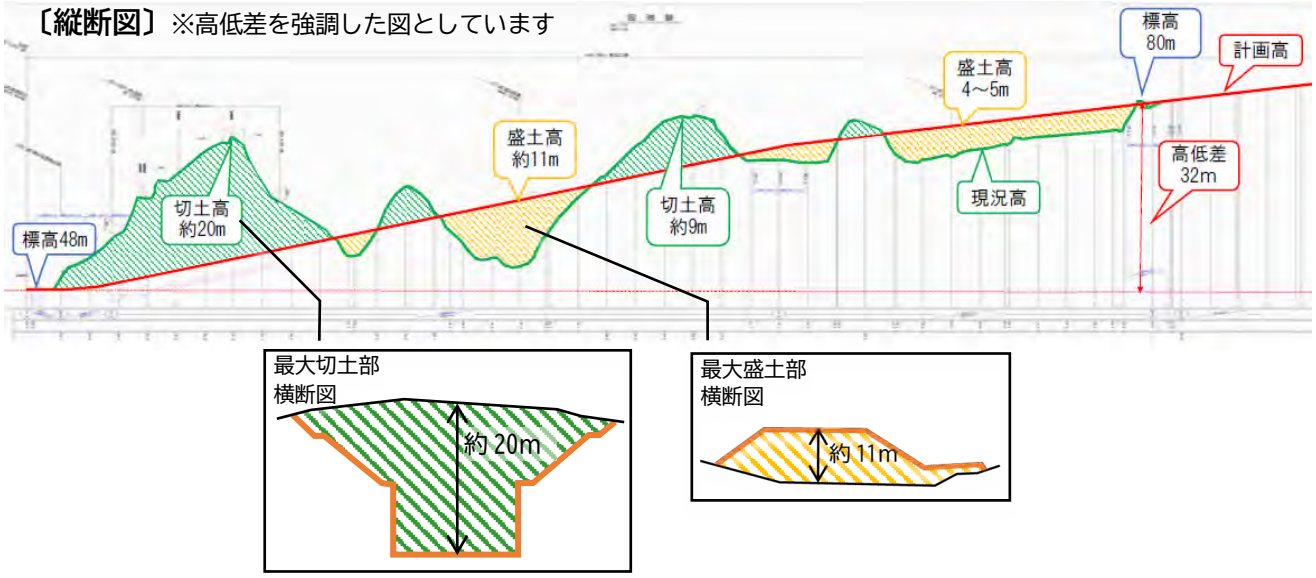

〔三保街道改良工区〕

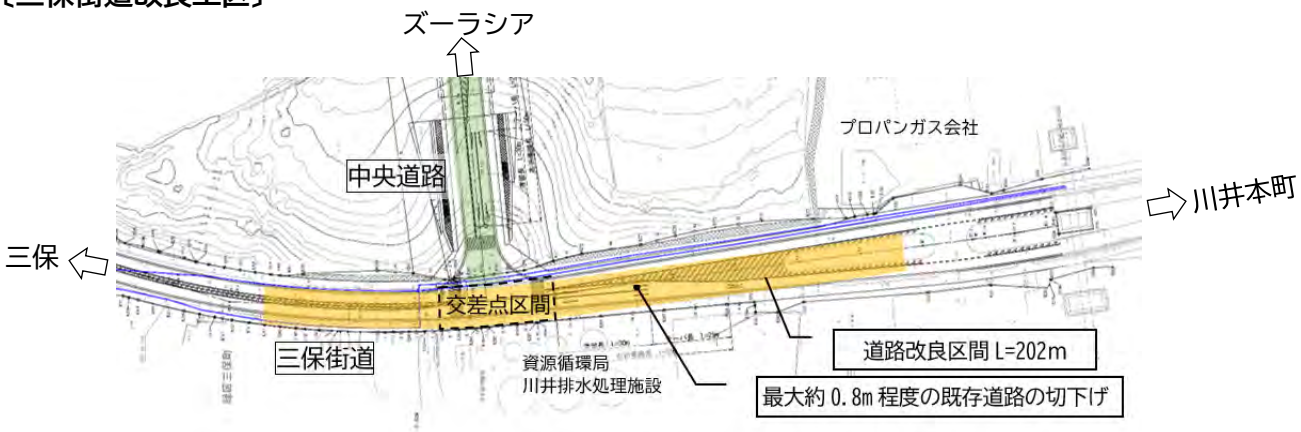

区連会 資料 ３－６

自慢の
お庭や花壇を
公開して
みませんか？

2026 旭オープンガーデン 会場募集

旭区マスコットキャラクター
あさひくん

オープンガーデンは、旭区の皆さんが心を込めて手入れをしているお庭や花壇などを紹介し、来場者の皆さんに自由に巡って楽しんでいただくイベントです。

募集期間 令和７年 **9月1日(月)－10月31日(金)** ＜必着＞

裏面の募集要領をご覧の上、ご応募ください。

2026旭オープンガーデン（予定）

開催期間

令和８年
4月3日(金)－5月10日(日)

特別公開期間（お庭に入れる特別な６日間）

令和８年
4月17日(金)、18日(土)、19日(日)
5月 8日(金)、 9日(土)、10日(日)

※外からのみ見学できる期間
令和８年 ４月３日(金)～４月16日(木)
４月20日(月)～５月７日(木)

個人宅の庭・プランター

外からのみ見学可という会場も大歓迎です！

地域の団体、商店、企業等の庭・花壇・プランター

公園愛護会等、地域の皆さんが管理している花壇・プランター

GREEN×EXPO 2027の開催に向けて、
地元旭区から一緒に盛り上げていきましょう！

主催：横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会
共催：旭区役所

©Expo 2027

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

「2026オープンガーデン」参加会場　募集要領

開催期間
令和８年４月３日(金) ～ ５月10日(日)

特別公開期間（お庭に入れる特別な６日間）
令和８年 ４月17日(金)、18日(土)、19日(日)
令和８年 ５月８日(金)、９日(土)、10日(日)
※ ４月または５月のみの参加も可能です。
　また、期間中の一部の日での参加も可能です。

外からのみ見学できる期間（希望制）
令和８年 ４月３日(金) ～ ４月16日(木)
令和８年 ４月20日(月) ～ ５月７日(木)

応募資格

旭区内の次のいずれかを会場として公開していただける、各会場の所有者又は管理者

① 個人宅の庭･プランター
② 地域の団体、商店、企業等の有する庭・花壇・プランター
③ 公園愛護会等、地域の皆さんが管理している花壇・プランター

応募方法

1. 電子申請（横浜市電子申請で検索）
2. メール本文に「応募票」の各項目を記入して、「問合せ」へご応募ください。
3. 本チラシの「応募票」に記入して、郵送又は持参により「問合せ」へご応募ください。

電子申請は
▼ コチラ

募集締め切り

令和７年 10 月 31 日(金) ＜必着＞

応募上の注意

- ご応募いただいた庭や花壇などを紹介するパンフレットを作成し、来場者向けに配布する予定です。ご応募いただいた方には、後日、写真等をご提供いただきます。なお、郵送費用は応募者負担となります。
- 当事業を通じて得た個人情報は、当該事業の進行及び管理の目的以外には使用しません。

区 HP は
▼ コチラ

問合せ
横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局（旭区役所区政推進課）「旭オープンガーデン」担当
〒241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰一丁目４番地 12
〈電話〉045-954-6027　　〈メール〉as-2027engeihaku@city.yokohama.lg.jp

（キリトリ線）

「2026 旭オープンガーデン」応募票

① 種別　ア　個人　　イ　団体等　　※どちらかに○を付けてください

② 氏名　又は　団体等代表者氏名
フリガナ

※団体等の場合はこちらに名称もご記入ください
フリガナ

③ 住所（団体等の場合は代表者住所）
フリガナ

※団体等の場合はこちらに「○○公園」など会場の名称をご記入ください
フリガナ

④ 電話番号

⑤ メールアドレス

⑥ 特別公開期間の（４月17日～19日 / ５月８日～10日）参加日程と見学方法
※ア～エのいずれかに○を、ＡかＢのどちらかに○を付けてください。
ア　４月と５月の両方　　イ　４月のみ　　ウ　５月のみ　　エ　一部の日のみ参加　参加予定日⇒(　　)
Ａ　庭に入っての見学可　　Ｂ　外からの見学のみ可

⑦ 外からのみ見学できる期間（４月３日～４月16日、４月20日～５月７日）の参加意向　※いずれかに○を付けてください。
ア　参加する（全期間）　　イ　４月のみ　　ウ　５月のみ　　エ　参加しない

⑧ パンフレット掲載情報　□　2025 掲載情報から変更なし
パンフレットに掲載する会場の情報として、次の項目を別紙に記入して、この応募票と一緒に提出してください（様式は自由）。
2025 旭オープンガーデンに参加された方で、変更のない方は上のチェックボックスにチェックを入れてください。
ア　会場紹介文（80 文字まで）　　イ　会場所在地（応募者住所と同じ場合も掲載してください）
ウ　会場までのアクセス（バス停「○○」から徒歩○分、○○駅から徒歩○分、等）

⑨ 来場者が撮影した会場写真の SNS 投稿可否について（どちらかに○）
ア　投稿可　　イ　投稿不可

⑩ Google マップへの会場情報掲載（イベント期間中のみ）の可否について（どちらかに○）
ア　公開可　　イ　公開不可

⑪「よこはまウォーキングポイント」アプリ（スタンプラリー）への情報掲載の可否について（どちらかに○）
ア　公開可　　イ　公開不可

2025旭オープンガーデン　開催結果報告

３回目の開催となった「２０２５旭オープンガーデン」は多くの方にご参加いただき、大盛況となりました。ご参加ありがとうございました。
参加された方のアンケート結果等をご紹介します。
「２０２６旭オープンガーデン」でも、皆様のご参加をお待ちしております🌷

１　会場数

エリア	会場数
北部	12
希望ヶ丘駅周辺	4
二俣川・南万騎が原駅周辺	9
鶴ヶ峰駅周辺	7
白根台（第九緑の会）	18
合計	50

２　参加者数

大勢の方に案内所にお立ち寄りいただいたほか、会場間での交流が生まれるなど各会場も賑わいを見せていました。

参考	
パンフレット配布数	約 8,000 部
案内所利用者数	1,252 名

３　見学者アンケート

案内所（鶴ケ峰、二俣川）をご利用された 165 名の方にお答えいただきました。

（１）参加した感想

92%の方が、満足・やや満足と回答され、大変好評のイベントになりました。

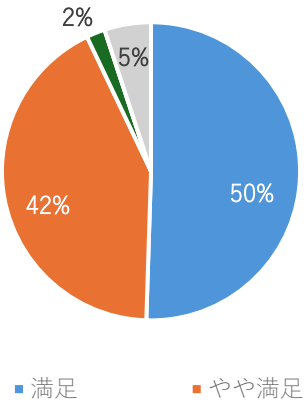

（２）来年のオープンガーデンへの参加意向

約９割の方が、見学者として参加したいと回答されました。

また、**約１割（17 名）の方が、会場として参加したい**との意向で、来年はさらに多くの会場でオープンガーデンが楽しめそうです。

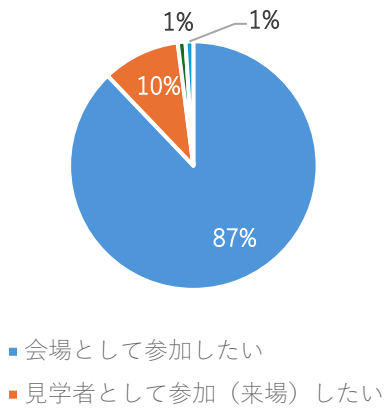

４　参加者アンケート

（１）参加した感想

83%の方が、満足・やや満足と回答され、ご参加いただいた方々からも『参加してよかった』との声が多く大変好評のイベントになりました。

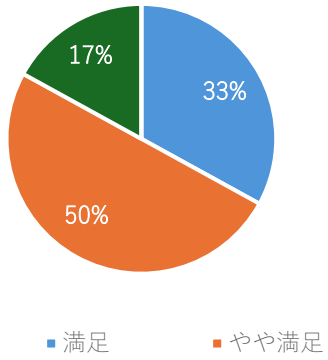

（２）来年のオープンガーデンへの参加意向

80%近くの方が、次年度も参加したいと回答され、この取り組みが多くの方にとって有意義であることが改めて感じられました。

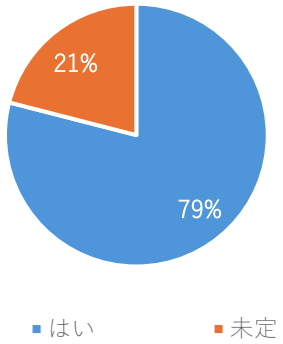

５　メディア掲載

横浜ケービルビジョン、タウンニュース、YouTube【yamanaka farm やまなかふぁーむ】等、多数のメディアで取り上げていただきました。

＜担当＞
横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局（旭区区政推進課）
旭オープンガーデン担当　TEL:045-954-6027

区連会 資料３－７

旭高第 766 号
令和７年９月 19 日

連合自治会町内会会長　各位

旭区高齢・障害支援課長
國分　忠博

令和７年度　旭区地域ケア会議の開催について（依頼）

時下　ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より、本市の福祉保健施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、旭区における地域包括ケアシステムの構築・推進のため、令和７年度旭区地域ケア会議を次のとおり開催いたします。本会議を通じて、地域の安心・安全な暮らしの実現に向けた連携強化を図りたいと考えております。
つきましては、各連合自治会町内会から１名ずつご選出いただき、会議へのご出席をお願い申し上げます。御多忙中のところ誠に恐縮ですが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

１　日時
令和７年 12 月 16 日（火）　14 時 00 分から 16 時 00 分まで

２　会場
旭区役所　新館２階　大会議室（横浜市旭区鶴ケ峰１－４－12）

３　内容
テーマ：「見守りのチカラを信じて」～“気付き”がつなぐ安心のまち～
内　容：講義、グループワーク

４　講師
横浜鶴見リハビリテーション病院　理学療法士　清水　宗平　氏

５　参加者
連合自治会、民生委員、地域ケアプラザ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、ケアマネット
訪問看護連絡会、旭区社会福祉協議会

６　その他
詳細につきましては、改めて個別にご説明のご連絡をさせていただきます。

７　出席者の連絡について
電子申請サービスよりご連絡ください。　締切り： 10 月 31 日（金）
https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/e2019557-c946-42c2-8375-9db9583a865c/start

担当　旭区役所　高齢・障害支援課
渡辺・渡邉（麻）・大山
電話：045（954）6191　FAX：045（955）2675

5 参加された方の声

まちの皆さんで
見守っていることを
実感できて心強く
思いました。

困っているのは
この人だけじゃないはず。
もっと安心なまちにするには
どうすればよいか、
みんなで考えたいです。

医師や看護師、
薬局への相談が
しやすくなりました。

バラバラだった
関係者の顔がつながって
わかりやすくなりました。

自分の団体で
やれることが
ありそうです。

あなたのまちで起きている出来事を話し合うことからはじめてみませんか。
地域包括支援センターから地域ケア会議の参加のお願いがありましたら、
ご出席をよろしくお願いいたします。
会議出席時は個人情報の適切な取り扱いをお願いします。

〈問合せ〉

「横浜市旭区の地域ケア会議」平成28年2月発行
作成：横浜市旭区役所
旭区地域包括支援センター連絡会
旭区社会福祉協議会

監修：
田園調布学園大学人間福祉学部教授
村井祐一氏
旭区在宅医療相談室　洪正順氏

発行：横浜市旭区役所高齢・障害支援課
TEL：045（954）6125
FAX：045（955）2675
横浜市旭区鶴ケ峰 1-4-12

10年後・20年後にも続くあたたかいまちになるために

横浜市 旭区の地域ケア会議

「地域ケア会議」とは

「地域ケア会議」とは、あなたが高齢者になった時に住み慣れた地域で、できるだけ長く安心して暮らし続けるために、自分たちの手で「地域包括ケアシステム」をつくるための会議です。

地域の課題を見つける

地域で解決の方法を考える

地域で解決する取組みを行う

「地域包括ケアシステム」とは

住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを「地域包括ケアシステム」と言います。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域性や地域の特徴に応じて、このしくみを構築していくことをめざしています。

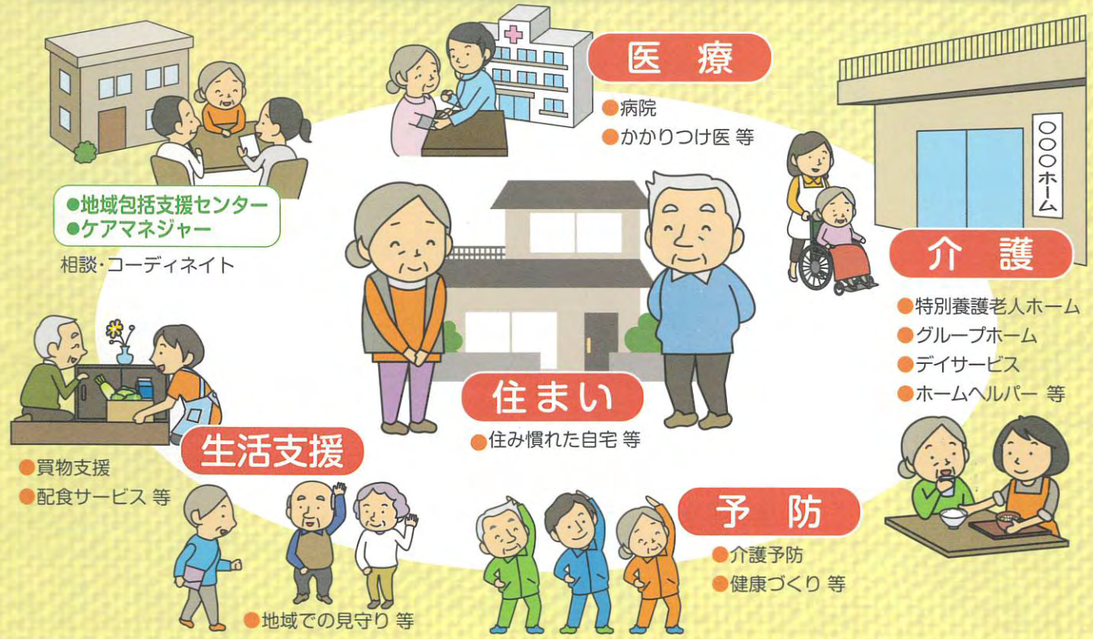

もくじ

❶ 旭区のいま・これから …… 1ページ
❷ 安心して暮らせる旭区にするために …… 2ページ
❸ 地域ケア会議とはどんな会議 …… 3・4ページ
❹ 地域ケア会議の全体像 …… 5・6ページ
～あなたの声が広がるネットワーク～
❺ 参加された方の声 …… 7ページ

キャラクター紹介

◀旭区マスコットキャラクター あさひくん

◀旭区社会福祉協議会マスコットキャラクター あさひ丸

1 旭区のいま・これから

◆旭区の2025年の人口推計

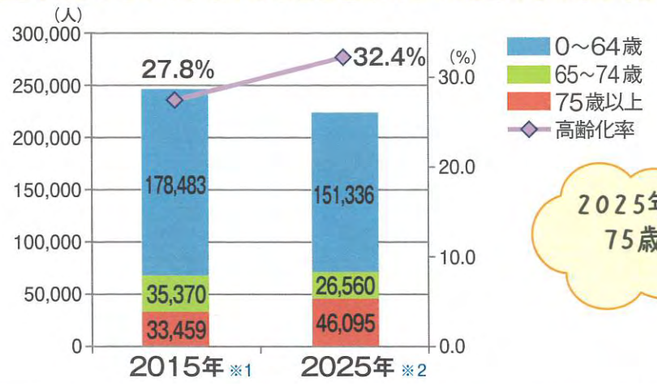

横浜市統計ポータルサイトより　※1:2015年1月1日現在　※2:2010年を基準時点とし推計

チェック！

2025年の
あなたの年齢は？
＿＿＿＿歳

2025年には、人口は減るけど、
75歳以上の人数は増えて
いくんだね！

◆高齢者が多いまち旭区

高齢者数	市内第1位
高齢化率	市内第2位

(2015年現在)

◆認知症の人の推計

65歳以上の **4人に1人** が認知症の人またはその予備軍と言われています。

2025年に旭区では
約18,000人 になると推計されます。

生活に支援を必要とする人が増えていくから、
高齢者の支え手となる人がもっと必要だね。

◆旭区に元気高齢者が増えた場合の2025年のすがた

65歳以上の人を 20~64歳で支えるとしたら

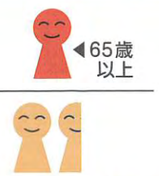

支える人 **1.6人**

支える人が少なく苦しい…

元気高齢者の活躍

75歳以上の人を 20~74歳で支えるとしたら

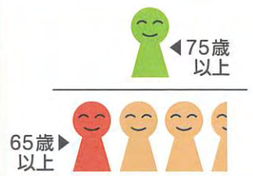

支える人 **3.2人**

支える人が増え安心倍増！

年をとっても安心して暮らし続けられるように、
高齢者を支えるしくみをみんなで考えていく場が必要だね！
次のページで詳しく見ていきましょう。

2 安心して暮らせる旭区にするために

どんなことをしたら
いいのでしょうか？

チェック！

ステップ 1　地域の課題を見つける

あなたの身近にこんな心配事はありませんか？
当てはまるものにチェック☑してみましょう

- □近所に支援が必要そうな高齢者がいる
- □近所の人と交流がない人が増えていると感じる
- □困ったときの相談先が分からない人が多い
- □買い物や通院が不便な地域である
- □参加できる健康づくりの場が少ない

1つでもチェックがついたら
「地域ケア会議」の出番です！

ステップ 2　地域で解決の方法を考える

地域の会合や**「地域ケア会議」**への参加により、どんなしくみや取組みがあったら、心配事・困り事が解消されるかを考えます。

一人ではできないことも、地域の様々な立場の方と一緒にアイディアを出し合っていきましょう。

ステップ 3　地域で解決する取り組みを行う

今までなかった新しいしくみや取組みができることで、より多くの方が安心して暮らせる地域になります。

そのためには、みなさんの力が必要です！

地域の課題を考える場はたくさんあるけど、高齢者の心配事は
「地域ケア会議」でも話し合うことができるんだね！
次のページで「地域ケア会議」の具体的な流れを
紹介していきます。

③ 地域ケア会議とはどんな会議

安心して暮らせる旭区にするために、地域ケア会議を開催していきます。
ここでは【個別ケース】地域ケア会議と、【包括レベル】地域ケア会議を紹介します。

◆“旭 花子さん”には、心配事・困り事があります。

①【個別ケース】地域ケア会議 旭花子さんの場合

（主催：地域包括支援センター）

〈個別ケース地域ケア会議の目的〉

❶個人の心配事・困り事の話し合い
❷個人を支える地域でのネットワークづくり

〈参加者・所属機関〉

＊ご本人　ご家族　近隣の方
＊地域で活動している方々
自治会・町内会、民生委員、老人クラブ、地区社協　など
＊医療・介護・保健・福祉関係者
＊地域でご本人の生活を支えているすべての方々
交通機関、スーパー、コンビニ、小売店舗、宅配業者、新聞販売店、郵便、電気、ガス、水道、住宅関係者、警察、消防、行政職員　など

◆“旭 花子さん”が、地域で元気に暮らしていくために、支援を開始します。

民生委員・老人クラブ・ボランティア・近所などで、声かけ・見守り・手助け

◆“旭 花子さん”やほかの方の、個別ケース地域ケア会議から、同じ課題が見えてきました。

共通課題

●ひとり暮らしの方・高齢夫婦が増えたね。
●買い物が大変な人が増えてきたわ。
どうしたら、生活しやくすくなるかしら。

②【包括レベル】地域ケア会議

（主催：地域包括支援センター）

〈包括レベル地域ケア会議の目的〉

❶地域で取り組めることを話し合うこと
❷地域全体を支える充実したネットワークづくり

〈参加者・所属機関〉

＊地域で活動している方々
自治会・町内会、民生委員、老人クラブ、地区社協　など
＊医療・介護・保健・福祉関係者
＊地域で生活を支えているすべての方々
交通機関、商業関係者、宅配業者、新聞販売店、郵便、電気、ガス、水道、住宅関係者、警察、消防、行政職員など

◆地域での取組みを開始します。

（みんなが安心して暮らせるまちづくりへつながります。）

地域ケア会議は、【区レベル】・【市レベル】へつながっていきます。
詳しくは次ページへ。

＊地域ケア会議では、個人情報は適切に取り扱われ、プライバシーは守られます。

④ 地域ケア会議の全体像 ～あなたの声が広がるネットワーク～

地域ケア会議には
4つの種類があります。
それぞれの会議は相互に
作用しあって展開していきます。

◆個別ケース・包括レベルの会議では･･･

個別ケースの地域ケア会議の蓄積により、明らかになった地域課題や支援手法を、包括レベルの地域ケア会議で共有し課題の解決に向けて、地域生活を支える方々が参加し話し合います。

◆区・市レベルの会議では･･･

包括支援センターから提示された、広域で取り組みが必要と思われる課題の共有や、把握された有効な支援方法を普遍化し地域課題を解決していくため、代表者レベルの話し合いが行われます。

◆地域ケア会議の目指すもの･･･

個別ケースの支援から蓄積され、提示された地域課題は、地域づくり、資源開発、政策形成へと繋がり、地域へ個々の支援の充実に反映され、住み慣れた地域での生活の充実へと繋がります。

地域ケア会議の構造

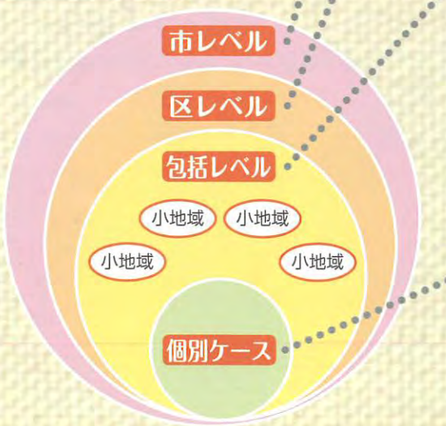

市レベル 地域ケア会議

（主催：横浜市）
頻度：年１回

〈目的〉 各区の会議の結果をふまえ、市域で検討が必要なより広域な課題を共有・整理し検討

区の施策に反映

市レベルで対策が必要となる課題の抽出・提示

区レベル 地域ケア会議

（主催：旭区）
頻度：年1～2回

〈目的〉 包括レベルの会議の結果をふまえ、包括レベル地域ケア会議で抽出された共通する広域な課題や、区として検討が必要な課題を共有・整理し検討

地域支援の充実

広域な地域課題の抽出・提示

地　域

包括レベル 地域ケア会議

（主催：地域包括支援センター）
頻度：年２回程度

〈目的〉
個別や小地域での会議の積み重ねにより会議で抽出された課題の共有･発見。課題解決の方法の検討

包括エリア全体会議

必要に応じて小地域での（町会エリアなど）会議の実施も効果的

小地域　小地域　小地域

〈参加者・所属機関〉

＊地域で活動している方々
自治会・町内会、民生委員、老人クラブ、地区社協　など

＊医療・介護・保健・福祉関係者
医師、歯科医師、薬剤師、病院ＭＳＷ、在宅医療相談室、在宅歯科医療連携室、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者　など

＊地域生活を支えているすべての方々
交通機関、商業関係者、宅配業者、新聞販売店、郵便、電気、ガス、水道、住宅関係者、警察、消防、行政職員　など

住民参加の地域づくり・資源開発

新たな課題の発見

個別の支援の充実

地域課題の発見・整理・抽出

個別ケース 地域ケア会議

（主催：地域包括支援センター）
頻度：概ね３か月に１回以上

〈目的〉
多職種が個別の支援内容を検討することで…

- ●課題の共有･支援計画作成
- ●個別課題解決に向けての各機関の連携とネットワーク構築
- ●計画実行後のふりかえりと支援計画の修正･改善
- ●積み重ねによる､地域課題の発見　など

〈参加者・所属機関〉

＊ご本人　ご家族　近隣の方

＊地域で活動している方々
自治会・町内会、民生委員、老人クラブ、地区社協　など

＊医療・介護・保健・福祉関係者
医師、歯科医師、薬剤師、病院ＭＳＷ、在宅医療相談室、在宅歯科医療連携室、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者　など

＊地域でご本人の生活を支えているすべての方々
交通機関、スーパー、コンビニ、小売店舗、宅配業者、新聞販売店、郵便、電気、ガス、水道、住宅関係者、警察、消防、行政職員　など

個別の支援の充実

新たな課題の発見

住み慣れた地域で生活を続けられるための仕組み作り

- ●横浜市高齢者保健福祉計画･介護保険事業計画
- ●地域福祉保健計画（市計画）
- ●地域福祉保健計画（区計画）

等、各会議や計画との連携
資源開発・政策形成へ

地域住民の生活の充実へ

旭区連合自治会町内会連絡協議会定例会資料
令和７年９月 19 日　福祉保健課

区連会 資料３－８

自治会・町内会長 各位

旭区福祉保健課長

６区合同（旭・保土ケ谷・緑・戸塚・泉・瀬谷）災害時医療のぼり旗掲出訓練の実施に伴う告知ポスターの掲出について（依頼）

日ごろから皆様には、防災減災に向けた各種取組に御尽力いただきありがとうございます。

さて、横浜市では、震度６弱以上の大規模震災発生時に、被災を免れ診療、開局が可能な医療機関・薬局は、その目印として「診療中」「開局中」と記載されたのぼり旗を掲出し、診療することとしています。

本取組について区民の皆様への周知を促進し、発災時に災害時医療体制が円滑に構築されることを目的として「災害時医療のぼり旗掲出訓練」を実施いたします。今年度は、昨年度合同で実施した旭・保土ケ谷・緑・戸塚・泉・瀬谷の６区が参加する予定です。

つきましては、９月の自治だよりで本訓練の実施及び災害時の医療体制に関する告知ポスターを配布いたしますので、掲示板への掲出に御協力をお願いいたします。

１　訓練実施期間
令和７年 10 月 20 日（月）～22 日（水）の３日間

２　訓練内容
災害協力医療機関及び薬局が診療時間、営業時間内の診療等に支障なく対応できる範囲で、横浜市医療局から予め提供されている災害時のぼり旗 診療中 開局中 を掲出します。

３　掲示を依頼する掲示物
Ａ４版ポスター【別紙１】

４　掲出期間
令和７年９月下旬から 10 月 22 日（水）まで

５　その他の周知方法
広報よこはま旭区版 10 月号にて訓練の告知予定です。

掲出イメージ

旭区役所福祉保健課　災害医療担当
TEL　：954-6101　FAX　：953-7713
Email : as-fukuho@city.yokohama.lg.jp

お知らせ

旭区・保土ケ谷区・緑区・戸塚区・泉区・瀬谷区　6区合同

令和7年度 旭区3師会
災害時医療のぼり旗掲出訓練

期間 令和7年10月20日（月）～22日（水）

地域の協力医療機関である病院、一般診療所、歯科診療所、薬局が、「診療中」「開局中」の“のぼり旗”を掲出します。

※ 震度6弱以上の大規模震災発生時に、被災を免れ診療、開局が可能な医療機関・薬局は、その目印として「診療中」「開局中」と記載されたのぼり旗を掲出し、診療、開局することとしています。

緊急度・症状の重さに応じて、医療機関等を選択しましょう。

重　症
生命の危険がある・生命の危険が切迫している

中等症
生命の危険はないが入院が必要

軽　症
生命の危険がなく、入院を要さない

旭区マスコットキャラクター「あさひくん」

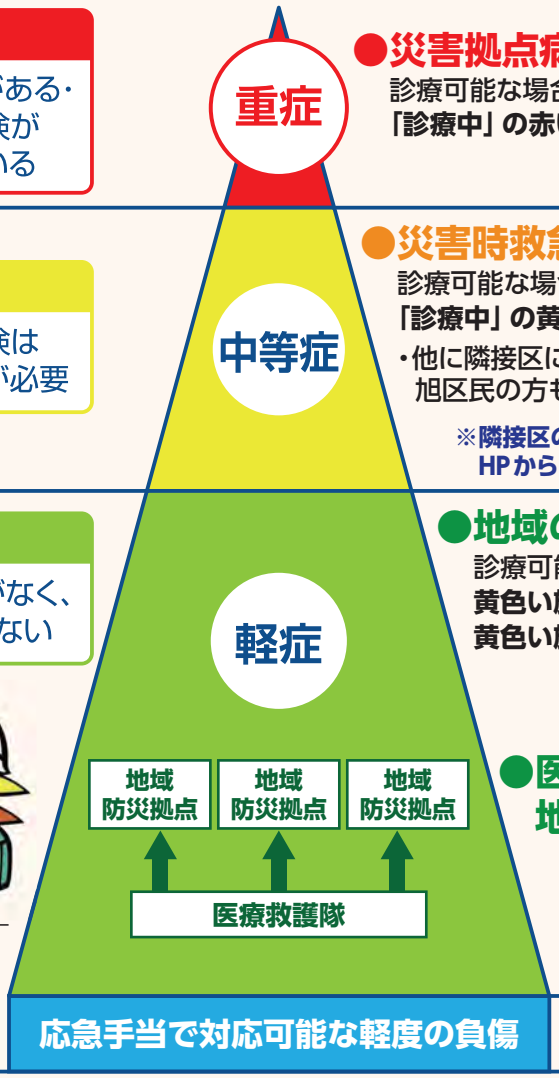

●災害拠点病院
診療可能な場合は
「診療中」の赤い旗を掲示

赤色ののぼりが目印

●災害時救急病院
診療可能な場合は
「診療中」の黄色い旗を掲示
・他に隣接区にも指定の病院があり、旭区民の方も診療が受けられます。

黄色ののぼりが目印

※隣接区の災害拠点病院、災害時救急病院一覧は横浜市のHPからご覧いただけます。

●地域の診療所、歯科医院、薬局
診療可能な医療機関は**「診療中」の黄色い旗**を、薬局は**「開局中」の黄色い旗**を掲示。

黄色ののぼり、旗が目印

●医療救護隊（※）が巡回する地域防災拠点等
※**医療救護隊とは**
震度6弱以上の地震が発生した場合に、医師、看護職、薬剤師等が、区内の指定された参集場所に参集した後、地域防災拠点等の避難所で負傷者等の状況把握及び主に軽症者に対する応急医療を行います。

日頃からの備えも大切です！

① 近所の医療機関等を調べておきましょう。
② 処方薬等の正確な情報を携帯しましょう。
③ 処方薬等は1週間程度の予備を手元に。

問合せ 旭区福祉保健課 福祉保健係　TEL:954-6101／FAX:953-7713

お悔やみ窓口を全区役所に設置します

－ご親族を亡くされた際の手続をお手伝いします－

横浜市では、ご遺族の負担軽減を図るため、令和６年１月より一部区役所にて、お亡くなりになられた方やご遺族の状況に応じて必要な手続をお調べし、申請書作成の補助や窓口の案内等を行う「お悔やみ窓口」を試行的に設置しました。

試行設置の結果を踏まえ、このたび、10 月と 12 月の２回に分けて「お悔やみ窓口」を全区役所に設置します。

１　開設時期

【10 月開設】神奈川区、中区、港南区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、戸塚区
予約受付開始： 10 月８日（水）
予約者の対応開始： 10 月 15 日（水）

【12 月開設】西区、南区、保土ケ谷区、旭区、港北区、都筑区、栄区、泉区
予約受付開始： 12 月９日（火）
予約者の対応開始：12 月 15 日（月）

２　窓口受付時間

区役所開庁日と同じ（土曜開庁日を除く）
８時 45 分から 17 時まで（ご利用には原則として予約が必要です）

【予約枠（１枠１組）】
① ９時 00 分～９時 50 分
② 10 時 30 分～11 時 20 分
③ 13 時 30 分～14 時 20 分
④ 15 時 00 分～15 時 50 分

３　利用方法

お亡くなりになった方が住民登録をしていた区でお手続ができます。
４営業日前の 16 時までに次のいずれかの方法でご予約ください。
・ウェブサイト（横浜市電子申請・届出システム）
・電話（電話番号は区役所ごとに異なります。）

お悔やみ窓口について

※詳細はウェブページをご覧ください。
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/kojo/okuyamimadoguchi.html
※ご予約の際、お亡くなりになった方のお名前、生年月日、住所、死亡日、死亡届出日等お伺いします。事前にお調べのうえ、ご予約ください。

裏面あり

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

4　お悔やみ窓口の流れ

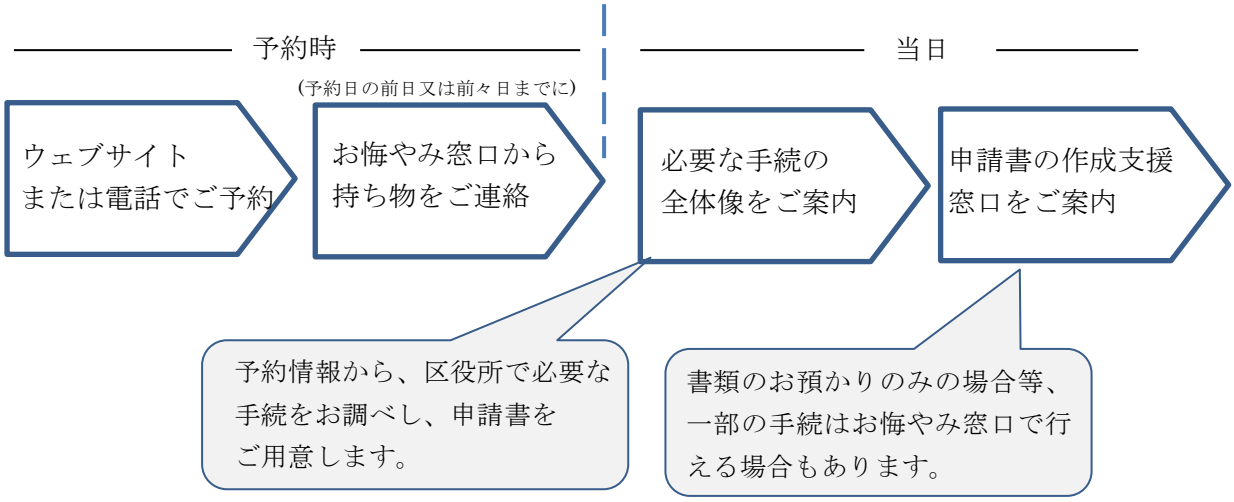

（参考）お悔やみ窓口のモデル実施

令和６年１月から、鶴見区と瀬谷区でお悔やみ窓口のモデル実施を行いました。

ご遺族の方々からは、「お悔やみ窓口スタッフがいなかったら、手続に何倍もの時間を要していたと思う。本当に助かった。」「手続が続く中、寄り添っていただけて精神的に安心して進められた。」といった声が寄せられています。

＜鶴見区お悔やみ窓口＞

お問合せ先
市民局窓口サービス課担当課長　　小林　真紀　Tel 045-671-3471

次頁あり

【参考】
お悔み窓口設置予定場所

旭区総合庁舎本館１階

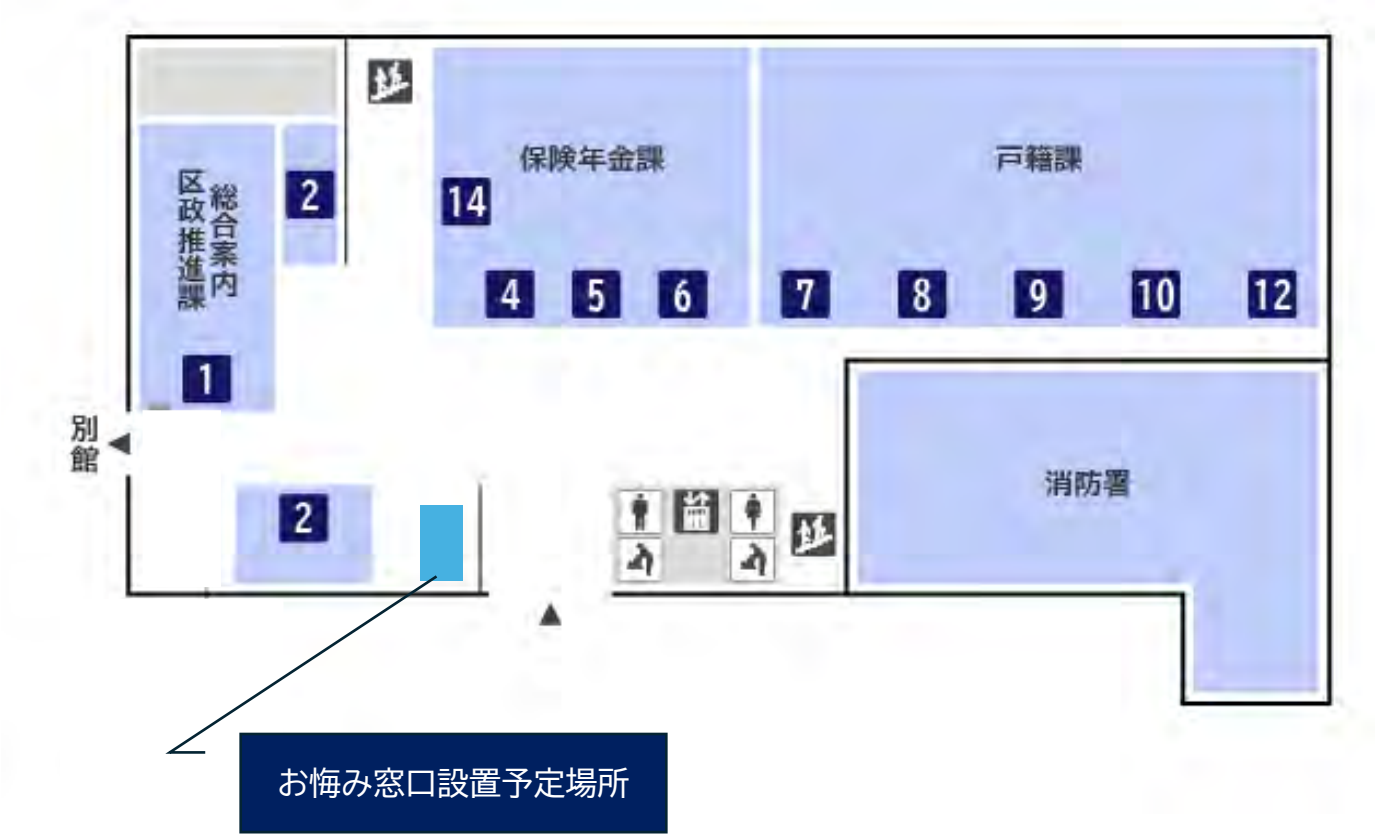

区連会 資料３－１０

令和７年９月 19 日

地区連合自治会町内会長　各位

旭区地域振興課長

令和７年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について

旭区では、毎年「地域活動のつどい」を開催し、地域に貢献していただいている各自治会町内会の会長以外の役員などの方に、区として感謝の意を表し、感謝状をお渡ししています。

また、地域の自治会町内会役員の方とあわせて、広く地域の課題に対して活動している団体なども対象とすることにより、自治会町内会の活動の一層の活性化を図ることを目指しています。

つきましては、別添の推薦書により、候補者の推薦をお願いいたします。

なお、対象となる役員は、**自治会町内会会則、規約等で役員に位置づけられている役職に限ります。**

１　対象者

(1)　各地区連合自治会町内会及び単位自治会の副会長、事務局長、役員等に、**令和８年３月末時点で通算５年以上従事している**こと

※　旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領に基づき、活動年数の算定をお願いします。
（例：令和３年５月定期総会で役員就任し現在も引き続き活動している場合、
令和３年４月から就任し令和８年３月末時点で通算して、通算５年とする。）

(2)　地域の課題に対して活動している団体で通算５年以上活動していること

対象除外：民生委員児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員
その他地域活動団体などで、社協、市、県、国の表彰制度がある委員、団体等

２　提出物

推薦書

３　提出期限

令和７年 10 月 17 日（金）

※　各自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限は 10 月 10 日（金）としております。

４　提出先

〒２４１－００２２
旭区鶴ケ峰１－４－12
旭区地域振興課地域活動係
メール：as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

５　旭区地域活動のつどい功労者表彰式（予定）

(1)　日時
令和８年１月 19 日(月)　13 時 30 分から 14 時 30 分まで
（区連会定例会は 15 時 00 分開始）

(2)　場所
旭区役所新館２階大会議室

裏面あり

６　推薦書について

推薦書の提出依頼は「自治だより」で各自治会町内会長へ送付します（別紙参照）。
各自治会町内会長には、提出先を各地区連合自治会町内会長宛にお願いしておりますので、推薦書が届きましたら取りまとめのうえ、地域振興課へ提出をお願いします。
（要綱において、推薦者は各地区連合自治会町内会長としているため）

担当：旭区地域振興課地域活動係　丸山・山田
電話：９５４－６０９１
FAX：９５５－３３４１
Mail：as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和７年９月 19 日

自治会町内会長　各位

旭区地域振興課長

令和７年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について

旭区では、毎年「地域活動のつどい」を開催し、地域に貢献していただいている各自治会町内会の会長以外の役員などの方に、区として感謝の意を表し、感謝状をお渡ししています。

また、地域の自治会町内会役員の方とあわせて、広く地域の課題に対して活動している団体なども対象とすることにより、自治会町内会の活動の一層の活性化を図ることを目指しています。

つきましては、別添の推薦書により、候補者の推薦をお願いいたします。

なお、対象となる役員は、**自治会町内会会則、規約等で役員に位置づけられている役職に限ります。**

１　対象者

(1)　各地区連合自治会町内会及び単位自治会の副会長、事務局長、役員等に、**令和８年３月末時点で通算５年以上従事している**こと

※　旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領に基づき、活動年数の算定をお願いします。
（例：令和３年５月定期総会で役員就任し現在も引き続き活動している場合、
令和３年４月から就任し令和８年３月末時点で通算して、通算５年とする。）

(2)　地域の課題に対して活動している団体で通算５年以上活動していること

対象除外：民生委員児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員
その他地域活動団体などで、社協、市、県、国の表彰制度がある委員、団体等

２　提出物

推薦書

３　提出期限

令和７年 10 月 10 日（金）

４　提出先

各地区連合自治会町内会長

※　各地区連合自治会町内会長が取りまとめ後、10 月 17 日（金）までに旭区地域振興課にご提出いただくこととしています。

５　旭区地域活動のつどい功労者表彰式（予定）

(1)　日時

令和８年１月 19 日(月)　13 時 30 分から 14 時 30 分まで

(2)　場所

旭区役所新館２階大会議室

※　推薦者がいる自治会町内会につきましては、会長宛にも案内状に送付します。

担当：旭区地域振興課地域活動係　丸山・山田
電話：９５４－６０９１
FAX：９５５－３３４１
Mail：as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

旭区地域活動のつどい功労者表彰推薦書

令和　　年　　月　　日

横浜市旭区長

次の者等を、旭区地域活動のつどい功労者表彰の候補者として推薦します。

（地区連合自治会町内会名）

（会長名）

（電話番号）

<table>
<tr><td colspan="2">所属する
自治会町内会名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">（ふりがな）
氏名又は団体名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住　　所
団体の場合は代表者氏名及び住所</td><td colspan="4">〒
旭区
電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">略
歴</td><td>種　別</td><td>職　名　等</td><td colspan="2">在職期間
始　期　　終　期</td><td>在職年数</td></tr>
<tr><td>役員歴
（団体の場合は不要です。）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">功労概要</td><td colspan="4">具体的な内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">確認欄
（確認して、□に✓）</td><td colspan="4">□　当該の役職が自治会町内会における役員に位置づけられているか確認しました</td></tr>
</table>

※　収集した個人情報は本表彰事業以外の目的には使用しません。

提出期限：　令和7年10月17日（金）
※自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限：10月10日（金）
提 出 先　：　旭区役所地域振興課地域活動係　（区役所2階21番窓口）
担　　当　：　丸山・山田　　電　話　954－6091
メール　as-jichikai@city.yokohama.lg.jp

旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要綱

制　　定　平成18年１月30日
最近改正　令和４年９月１日

（趣旨）
第１条　この要綱は、旭区内の自治会町内会又は地区連合自治会町内会（以下「自治会町内会等」という。）において、役員等として当該自治会町内会等の運営に寄与した者に対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象）
第２条　表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（１）自治会町内会等における副会長等の役員等として通算５年以上従事しているもの
（２）永年にわたり、自治会町内会等の活動に尽力し、その功績が顕著なもの

（被表彰者の資格）
第３条　表彰を受けることができるものは、前条第１号又は第２号に該当し、旭区内において活動している個人等とする。

（表彰候補者の推薦）
第４条　各地区連合会長は、第２条及び第３条の規定により、表彰を受けるにふさわしいものを表彰候補者として区長に推薦することができる。

（被表彰者の決定）
第５条　前条により推薦された表彰候補者については、別に定めるものをもって構成する推薦委員会において選考する。
２　区長は、前項の選考結果に基づき、被表彰者を決定する。
３　第１項の推薦委員会の運営は別に定める。

（表彰の方法）
第６条　第２条の表彰については感謝状により、区長が行う。

（表彰の時期）
第７条　表彰は、原則として毎年１回行う。

（実施細目）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成 18 年１月 30 日から施行する。

附　則
この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領

制　　定　平成18年１月30日
最近改正　令和４年９月１日

（趣旨）

第１条　この要領は、旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第８条の規定に基づき、必要な事項を定める。

（表彰の対象となる活動）

第２条　要綱第２条第１号及び第２号に定める表彰の対象となる活動は、自治会町内会又は地区連合自治会町内会（以下「自治会町内会等」という。）の活動活性化と併せて自治会町内会等への加入促進を図るための取り組みとする。

（推薦基準）

第３条　表彰候補者の推薦基準は、次に掲げるものとする。

（１）自治会町内会等の役員等としての通算活動年数が５年に達し、現在も引き続き活動をしているもの

（２）特に功績が顕著とは、高い功績をあげ、地域活動に多大な評価をされているもの、又は他の模範となる活動であり、地域において波及効果が認められるものをいう。

（３）活動年数の算定は、役員等就任時より推薦を受けた日の属する年度の３月末日までとする。

（再推薦）

第４条　既に表彰を受けた者であっても、表彰を受けた日の属する年度の翌年度以降に改めて第３条第１号及び第２号に規定する推薦基準を満たした場合は、再び推薦を受けることができる。

（活動年数の計算）

第５条　活動年数の計算にあたり、自治会町内会等で役員改選時期に毎年開催される定期総会において選出され就任した役員については、その総会が開催された月の属する年度の４月１日から活動しているものとみなす。

ただし、３月に定期総会を開催し役員の改選が行われ、３月中に活動を開始する場合には、就任後最初の４月から計算する。

また、活動を中断した期間がある場合は、当該期間を除く前後の期間を通算する。

（表彰除外）

第６条　民生委員、体育指導委員、青少年指導員等各種団体の永年表彰に該当する者は、表彰の対象から除外する。

（表彰候補者の推薦）

第７条　要綱第４条に定める表彰候補者の推薦にあたっては、「旭区地域活動のつどい功労者表彰推薦書」を別に指定する期日までに区長に提出するものとする。複数の表彰候補者を推薦するときは、順位を付して推薦するものとする。

（推薦委員会）

第８条　推薦委員会の委員は、次の者をもって構成する。

（１）旭区連合自治会町内会連絡協議会会長

（２）旭区連合自治会町内会連絡協議会副会長

（３）旭区連合自治会町内会連絡協議会監事

（４）旭区連合自治会町内会連絡協議会事務局（地域振興課長）

附　則

この要領は、平成 18 年１月 30 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 27 年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年９月１日から施行する。

区連会 資料４－１

好きな時に 気軽に歩いて参加賞を **GET** しよう！

自然の中でリフレッシュ

体を動かす

動物たちに会いに行く

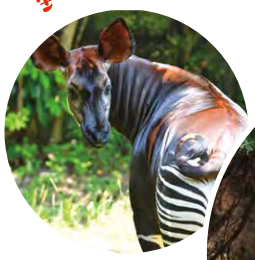

癒しの休日

身近なところで楽しむ

家族で楽しむ

参加賞

5 スポットを巡って参加賞をGET!

（全４色・先着 400 名）

クリアサコッシュ

さらに！

アンケートに答えると抽選で豪華賞品が当たるチャンス！！

豪華賞品は裏面を CHECK!

旭区マスコットキャラクター
あさひくん

主催　旭区福祉保健課健康づくり係（TEL:045-954-6146）

協力　相模鉄道株式会社、鶴ヶ峰商店街協同組合、トレイルアドベンチャー·よこはま、フォレストアドベンチャー·よこはま
JA 横浜、よこはま動物園ズーラシア、一般財団法人若葉台まちづくりセンター、旭スポーツセンター、
横浜市上白根地域ケアプラザ、横浜市南希望が丘地域ケアプラザ　等

抽選で当たるかも！ 豪華賞品はこちら

相模鉄道

そうにゃん おでかけ セット

5名様分

フォレスト アドベンチャー・よこはま 無料招待券

5名様分

トレイル アドベンチャー・よこはま 無料招待券

5名様分

鶴ヶ峰商店街協同組合

防災 リュック

3名様分

スマートウォッチ

5名様分

ハンディ 扇風機（全5色）

10名様分

カラビナ付き 水筒（全4色）

15名様分

ボディバッグ

3名様分

あさひくんグッズ詰め合わせセット

10名様分

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます（12月下旬発送予定）。

参加するには…

まずは、よこはま ウォーキングポイント アプリをダウンロード！

1. スマートフォンに「よこはまウォーキングポイント」アプリをインストールします。

2. 「スタンプイベント」のアイコンを押します。

3. 「あさひさんさんウォーク 2025」の「詳細を見る」を選択します。

4. イベントのスポットの場所を確認します。

今回のイベントの画面ではありません

5. 対象スポットの近くに足を運びます。

6. スポット周辺で「スポットを検索する」を選択して、位置情報を送信すると、各スポットでスタンプとポイントがもらえます。

今回のイベントの画面ではありません

スタンプとポイントをGET！

ウォーキングポイント

各スポットで5ポイント、すべてのスポットを巡ったらボーナス100ポイントもらえる！

スタンプ取得場所は無料エリアです。一部の施設は利用料がかかります。

詳しくは、旭区イベントページへ！

あさひさんさんウォーク

アプリストアでダウンロード。

（「よこはまウォーキングポイント」で検索）または下記2次元コードからインストール。

Android端末をご利用の方

Google Play で手に入れよう

iPhoneをご利用の方

Download on the App Store

ニックネーム、ログインID、登録用パスワードを入力するだけで登録完了

旭区マスコットキャラクター あさひくん

GREEN × EXPO 2027

2027年国際園芸博覧会

地元 旭区から盛り上げよう！

開催期間 2027年3月19日から9月26日まで

さらに！

あさひの魅力発見！

あさひの逸品キャンペーンも同時期に開催中！

区連会 資料４－２

あさひの逸品のお店で買い物、食事をし、オリジナルグッズをもらおう！

あさひの逸品キャンペーン

開催期間 令和７年 **10月1日（水）▶▶ 11月30日（日）**

あさひの逸品とは？

旭区内で販売・提供されている食べ物、飲み物の中で、特においしいと推薦のあったものや旭区ならではの特徴のあるものを「あさひの逸品」として認定しています。

認定店にはこちらの目印があります ▶

食べて飲んで「あさひくん」グッズをGETしよう！

コースター

ウェットティッシュ

※いずれか1種類

シール

こちらをCHECK！

～あさひさんさんウォーク2025イベント同時開催中～

さらにお散歩して「あさひくん」グッズをGETしよう！

参加賞
クリアサコッシュ
（あさひくん反射板キーホルダー付き）

こちらをCHECK！

※キャンペーン参加店舗で「あさひの逸品」を購入・飲食した方にプレゼントします。

※いずれのグッズも無くなり次第終了

問合せ：旭区役所「あさひの逸品」担当　電話：045-954-6095　メールアドレス：as-ippin@city.yokohama.lg.jp

あさひの逸品キャンペーン参加店舗

① 笹野台エリア

- **そば処 貴さ和**
  旭区笹野台 1-7-23

- **和菓子 伊勢屋**
  旭区笹野台 1-19-5

② 希望が丘エリア

- **マルヤ**
  旭区南希望が丘 54

- **中華 三好**
  旭区南希望が丘 57

③ 二俣川エリア

- **株式会社 渡邉園**
  旭区二俣川 2-58

- **やきとり処 い志井**
  旭区二俣川 1-48

- **千串屋本舗 二俣川店**
  旭区二俣川 1-45-34
  ナリタビル 1F

- **大龍飯店**
  旭区二俣川 1-64

- **焼きたてカステラの店**
  茶和 –sawa–
  旭区中沢 1-4-4

④ 白根エリア

- **第2あさひの家**
  （障害者地域活動ホームあさひ）
  旭区白根 4-19-8 1F

- **ラ・フルール・ド・ポム**
  旭区白根 6-1-17

- **横浜白根**
  億万両本舗 和作
  旭区中白根 1-9-13

- **越路**
  旭区白根 5-10-1

- **肉のきよし**
  旭区上白根 1-4-1

- **四季の和菓子**
  石井菓子舗
  旭区都岡町 14-12

- **ズーラシアサバンナテラス**
  旭区上白根町 1175-1

⑤ 鶴ケ峰エリア

- **サンエトワール鶴ケ峰店**
  旭区鶴ケ峰 2-21-20

- **スパイスガーデン鶴ケ峰店**
  旭区鶴ケ峰 1-12-1
  あんどうビル 2F

- **洋食レストラン みつわ**
  旭区鶴ケ峰 1-12-3
  小林ビル 1 F

- **社会福祉法人白根学園**
  社会就労センター のぞみ
  旭区鶴ケ峰本町 1-35-5

- **ポーズカフェ**
  旭区鶴ケ峰本町 2-1-3
  パレドール鶴ヶ峰 1F

- **株式会社 青木周作商店**
  旭区鶴ケ峰本町 1-38-24

- **ゆいまーる**
  旭区鶴ケ峰 2-9-9
  第 2 大幸ビル 301

- **ミコミコカンパニー**
  旭区川島町 1577-5

⑥ 四季美台エリア

- **まどか工房**
  旭区鶴ケ峰 1-30-9

- **パン工房**
  なちゅ～るロール
  旭区四季美台 22-6

- **有限会社 四季美台青木商店**
  旭区四季美台 16

⑦ 左近山エリア

- **菓匠 寿々木**
  旭区南本宿町 32-16

- **ほっとさこんやま**
  旭区左近山 16-1
  左近山団地 1-31-101

- **旭の重忠 青木屋**
  旭区左近山 16-1
  左近山団地 1-31-103

⑧ その他

- **有限会社 二宮**
  ✉ nikoniko.blueberry@gmail.com
  ☎ 090-3225-3374

第35回

旭ふれあい区民まつり

情報・体験コーナー

ミニ商店街コーナー

ミニ収集車に乗ってみよう

淹れたてのコーヒーを飲もう

大人も子どもも楽しめる内容が盛りだくさん！

ステージイベント

みなくるイベント

10/19(日)

荒天中止

10時～15時

交通

相鉄線「鶴ケ峰駅」または
バス「鶴ケ峰駅」下車徒歩７分
※車でのご来場はご遠慮ください
（当日区役所の駐車場は利用できません）

会場

旭区役所・鎧の渡し緑道
鶴ヶ峰商店街協同組合駐車場
旭区市民活動支援センター「みなくる」

雨天時の開催について

【インターネットでの確認】
イベント当日朝7:00以降、
旭区役所ホームページに掲載します。

【お電話での確認】
イベント当日朝8:00以降、ご確認ください。
横浜市コールセンター ☎664-2525

主催：旭ふれあい区民まつり実行委員会 共催：旭区役所 （旭区役所地域振興課 ☎954-6095 ＦＡＸ955-3341）

調停手続相談会

予約不要

調停制度とは
どのようなものなの？

調停の利用には
どんな手続きが必要？

調停を進めていくための
具体的な方法は？

不動産	近隣トラブル
借　金	交通事故
相　続	労働問題
離婚・婚姻費用・養育費等	

このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が
無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。（秘密は厳守します）

○当相談会で直接紛争解決をはかるものではありません。
　また、税務や法律の相談会ではありませんのでご注意ください。

○感染対策のため、発熱や体調不良時には、来場をお控えください。

申　込：　予約不要・当日会場で受付

日　時：　令和7年11月15日（土）10：00～15：30　※受付終了 15：00

場　所：　かながわ労働プラザ

■JR根岸線　石川町駅　　北口（中華街口）より徒歩3分
■JR根岸線　関内駅　　南口より徒歩13分
■横浜市営地下鉄　関内駅　　1番出口より徒歩15分
■横浜市営地下鉄　伊勢佐木長者町駅　　2番出口より徒歩14分

主　催：　公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会　　横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会　保土ヶ谷民事調停協会

後　援：　最高裁判所　横浜地方裁判所　横浜家庭裁判所
横浜市市民局

問合せ先：　横浜地方裁判所 総務課庶務第二係　045－664－8778
横浜家庭裁判所 総務課庶務係　　045－345－3505

令和７年度　旭区人権啓発講演会 児童虐待防止啓発地域連携事業

区連会 資料４－５

気づきがつなぐ 子どもの未来

11/27（木）

14:30～16:30
（受付:14:00～）
@旭公会堂
（旭区役所４階）

「ちょっと気になる…」「これって虐待？」
そんな周囲の気づきが子どもの命を守ります

目黒区五歳児虐待死事件…
厚木市白骨化幼児死亡事件…
痛ましい事件の取材を通して見えた、
親への理解と支援の大切さを伝えます

講師 **杉山 春** 氏

【プロフィール】
　早稲田大学第一文学部卒業。雑誌記者を経て、現在はフリーのルポライターとして、児童虐待に関する様々な書籍を出版しています。

【内　　容】 数々の虐待死事件の取材のお話から、現在活動している子どもと親の居場所「てとてと」のお話まで、盛りだくさんの内容です。

【定　　員】 ４００名程度（申込多数の場合抽選）

【対　　象】一般市民および関係機関の皆さま

【申込方法】参加希望の方は
１１月１７日（月） までに、
左記二次元コードよりお申込みください。
※一時託児・要約筆記あり
※二次元コードからのお申込みが難しい場合は、
　お気軽に下記問合せ先までご連絡ください。

10/18
申込み開始

旭区役所 こども家庭支援課 総務課 共催事業　【問合せ先】 旭区役所 総務課　電話：045-954-6006

区連会資料　４－６

よこはま 消費生活情報 くらしナビ　令和7年 10・11月号

“お互いに 一声かけて見守りを!”　発行：横浜市消費生活総合センター

個人情報を聞き出す不審な電話に注意！

「２時間後に電話が使えなくなる、１番を押すように」と自動音声の電話がかかってきた。慌てて１番を押すと、オペレーターにつながり個人情報を聞き出されてしまった。

（相談者：７０歳代 男性）

実在の省庁や電話会社、警察をかたり、個人情報を聞きだそうとする不審な電話が増えています。知らない番号からの電話には、個人情報を絶対に伝えないようにしましょう。

⚠トラブル防止のポイント

- ☑ 自動音声が流れた場合は、最後まで聞かずにすぐに電話を切る！
- ☑ 個人情報を伝えてしまうと、その後に不審な電話がかかってくる場合があるので注意！
- ☑ 常に留守番電話設定にしておくのも効果的！

神奈川県警察からのお知らせ

詐欺や犯罪の疑いがあるときは
警察相談専用電話（#9110）へご相談ください！

横浜市消費生活総合センター 検索　相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666（平日 9:00～18:00　土・日 9:00～16:45）

区連会　資料４-７

横　浜　市　記　者　発　表　資　料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和７年８月２７日
みどり環境局戦略企画課
みどり環境局動物園課
（公財）横浜市緑の協会

ガーデンネックレス横浜 2025「秋の里山ガーデンフェスタ」9 月 20 日(土)から開催！

秋の里山ガーデンフェスタを、９月 20 日（土）から 10 月 19 日（日）まで開催します。
市内最大級 約 10,000 ㎡の大花壇は、「夕焼け色の丘（ゆうやけいろのおか）」をテーマに、オレンジやピンクのコスモスなど約 100 品種 15 万本の花々で、秋の空を表現します。
会場では、GREEN×EXPO 2027 のＰＲとして、フォトスポットやポスター、展示なども用意し、御来場の皆様と一緒に GREEN×EXPO 2027 に向けて盛り上げていきます。

1 秋の里山ガーデンフェスタ開催概要

期　間：9月 20 日(土)～10 月 19 日(日)
時　間：９時 30 分から 16 時 00 分まで
場　所：里山ガーデン　（よこはま動物園ズーラシア隣接・横浜市旭区上白根町 1425-４）
　　ＪＲ横浜線・市営地下鉄「中山」駅、相鉄線「鶴ケ峰」・「三ツ境」駅からバス
料　金：無料
主　催：横浜市・公益財団法人横浜市緑の協会
運営主体：ガーデンネックレス横浜実行委員会
問合せ先：ＮＴＴハローダイヤル　電話 050－5548－8686
　　※イベント開催状況、開花状況等は、こちらにお問い合わせください。
　　（ご案内期間：10 月 26 日(日)まで　時間：９時～20 時）

イベント情報や
アクセスなど詳細は
里山ガーデンフェスタ
公式ウェブサイト

【裏面あり】

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

2 里山ガーデンフェスタの見どころ

「ここが横浜？！」と驚くほど、広い森に包まれたガーデンは、訪れる人を花の世界に引き込む、癒しの空間です。人気の「コスモス」は、咲く時期が異なる品種により、１か月の会期中に何度来ても違う風景に出会えます！秋の里山ガーデンフェスタで、お気に入りの風景を見つけてください。

(1)大花壇の見どころ

今秋は「夕焼け色の丘」をテーマに、キバナコスモス、コスモス、サルビア、ジニア（百日草）、アンゲロニアなど約 100 品種 15 万本の花々で、黄色、オレンジ、赤やピンク、紫のグラデーションを展開し、バリアフリー対応の園路から色の変化をお楽しみいただけます。また、ガーデンで使用している花苗の９割以上は横浜市内産。地産地消の花の風景をご鑑賞ください。

秋の里山ガーデンフェスタ(2024 年の様子)　　＜右の2枚:©Photo by MAKI KAWAI＞

(2)ウェルカムガーデンの見どころ

今秋のウェルカムガーデンでは、花々にハロウィンの飾りを加えて秋の季節を演出します。
また、花々と一緒に記念撮影ができるガーデンベンチのフォトスポットを新たに設置します。

3 花と一緒に楽しもう！

(1)花や緑に親しむ体験型ワークショップ

〇アンバサダー三上（みかみ）真史（ますし）さんと作るハロウィンデコレーション☆秋の寄せ植えワークショップ

木の枝やどんぐりなど森の素材やハロウィン飾りを使って、使用済みの化粧品容器から作ったリサイクル植木鉢（提供：株式会社ファンケル）を素敵に装飾。世界にひとつだけの植木鉢を作ります。

＜日時＞9月 20 日(土) 10 時～

※要事前申込・先着順。無料（詳しくはガーデンネックレス横浜公式ウェブサイトへ）

〇ハギレを使ったお花づくりワークショップ

洋服を作る過程で使われなかった布を再利用して、枯れない布のお花を作ります。

＜日時＞10 月3日(金)、4日(土) 10 時 30 分～15 時

※当日会場で受付。有料。数に限りがあります。(詳しくは里山ガーデンフェスタ公式ウェブサイトへ)

〇キッズ DAY

子どもたちが花や緑、自然に触れて楽しめる植物素材を使った様々なワークショップや、隣接のフォレストアドベンチャー・よこはまと連携して、楽しみながら森や自然について学ぶクイズラリーなどを実施します。

＜日時＞10 月 18 日(土) 10 時～15 時

※当日会場で受付。一部有料の企画があります。(詳しくは里山ガーデンフェスタ公式ウェブサイトへ)

【次頁あり】

〇子どもと一緒にお散歩「花さがしーと」(三上真史さん監修)
　子どもと一緒に、里山ガーデンの中で、個性豊かなお花や葉っぱを探してみませんか？
　草花の色や形の違いを発見して楽しむヒントを分かりやすく記載した「花さがしーと」を、会場で配布します。
　※期間中、会場にて先着順で 3,000 枚を無料配布予定

(2)秋を見つけてSNSでシェアしよう！

　お気に入りの花、映えるフォトスポットを見つけてＳＮＳでシェア！
　ウェルカムガーデンでは、ハロウィンをイメージした飾りや、ガーデンベア、新設のガーデンベンチのフォトスポットなどで秋を感じる写真撮影ができます。
　また、プロのカメラマンから、里山ガーデンならではのお花の撮り方を教わる撮影会も開催します。
〇「秋の花をテーマとした撮影会」(実施:(株)カメラのキタムラ)
　＜日時＞10 月5日(日)、10 月 11 日(土) 10 時～12 時 30 分
　※要事前申込。有料（詳しくは里山ガーデンフェスタ公式ウェブサイトへ）

(3)日替わりで楽しめる！飲食やお買い物、イベント情報
　里山ガーデンの入口広場やウェルカムガーデンにおいて、地産地消の軽食やスイーツ、ドリンクのキッチンカーが日替わりで出店。花・みどり・環境に関する展示や物販もお楽しみいただけます。
　☆スケジュールは、里山ガーデンフェスタ公式ウェブサイトでお知らせします。

＜その他のイベント＞

〇ガーデンベアのグリーティング
　（日時等詳しくは、ガーデンネックレス横浜公式ウェブサイトへ）

〇市民ボランティアによる里山ガーデンのガイド
　期間中の木、土、日、祝日(各日とも 10 時から 15 時)は、里山ガーデンのガイドを実施！
　※当日会場で受付、無料

里山ガーデンフェスタ
公式ウェブサイト

ガーデンネックレス横浜
公式ウェブサイト

4 スタンプを集めて隣接施設も楽しもう！

　よこはま動物園ズーラシア、フォレストアドベンチャー・よこはま及びトレイルアドベンチャー・よこはまとの連携企画として、スタンプラリーを実施します。里山ガーデンで４つのスタンプを集め、台紙を各施設でご提示いただくと、次の特典があります。

ズーラシア・アフリカのサバンナ

■よこはま動物園ズーラシアの特典
　入園料が平日限定で一般料金から５割引（９月 22 日（月）、９月 24 日（水）から 10 月 24 日（金）までの平日）※10 月 21 日（火）は休園
※平日は北門口を閉鎖しています。正門口からご入園ください。

【裏面あり】

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

■フォレストアドベンチャー・よこはま、トレイルアドベンチャー・よこはまの特典
利用料金から 200 円引（10 月 20 日（月）から 12 月 30 日（火）まで）
※予約制。利用料金、条件は各施設のホームページをご覧ください。

大人も子どもも本気で遊ぶことのできる「フォレストアドベンチャー・よこはま」、マウンテンバイクなどで森の中を駆ける「トレイルアドベンチャー・よこはま」。里山ガーデンフェスタ開催期間中にぜひ、ご利用ください。

フォレストアドベンチャー・よこはま

フォレストアドベンチャー・よこはま　公式サイト

トレイルアドベンチャー・よこはま

トレイルアドベンチャー・よこはま公式サイト

5 みなとエリアも一緒に楽しもう！

秋の「GreenSnap Marche（グリーンスナップマルシェ）」と里山ガーデンフェスタをデジタルスタンプラリーでめぐろう

植物ＳＮＳアプリ「GreenSnap」が開催する植物と花をテーマにしたショッピングやワークショップが楽しめる「GreenSnap Marche」。今年は秋にも山下公園で開催されます。里山ガーデンフェスタと GreenSnap Marche を両方めぐるデジタルスタンプラリーで、素敵なプレゼントが当たる企画も！

（詳しくは、GreenSnap MarcheYOKOHAMA 2025 公式ウェブサイトへ）

＜開催日時＞9月 27 日(土)10 時～17 時
9月 28 日(日)10 時～16 時（予定）
＜会場＞山下公園　おまつり広場

GreenSnap Marche YOKOHAMA2025（春）

GreenSnap Marche YOKOHAMA2025 公式ウェブサイト

協　賛

JA横浜　サカタのタネ　横浜植木　Kitamura　なにげない感動をずっと。FANCL　SOTETSU
東急　横浜商工会議所　みなとみらい線　横浜市造園協会　ハーバー　KEIKYU

●株式会社ホテル、ニューグランド　●(公社)全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部　●KINCHO園芸株式会社
●株式会社ハイポネックスジャパン　●株式会社三井住友銀行　●タカナシ乳業株式会社　●一般財団法人髙橋貞子記念会

お問合せ先		
「ガーデンネックレス横浜 2025」について		
みどり環境局戦略企画課担当課長	尾立　裕紀	Tel:045-671-2810
「里山ガーデンフェスタ」について		
みどり環境局動物園課担当課長	原田　文恵	Tel:045-671-2615
（公財）横浜市緑の協会緑化推進課長	檜山　敏浩	Tel:045-228-9497

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

里山ガーデンフェスタ

ガーデンネックレス横浜 Garden Necklace YOKOHAMA 2025

開催期間 9/20(土)～10/19(日) 9:30～16:00

Autumn

「ガーデンベア」
©ITOON/GN

2025秋
～大花壇テーマ～

夕焼け色の丘

～秋の花に囲まれて
自然との一体感を～

※会場内トイレは正面入口広場をご利用ください。
※里山ガーデンフェスタ終了後は、大花壇への入場はできません。

ギフトショップ

里山ガーデン限定 秋バージョンデザイン

ミニタオル
440円(税込)

(表)
(裏)
アクリル
キーホルダー
550円(税込)

※画像はすべてイメージです。実際の商品とは若干デザイン、色等が異なる場合がございます。

フォレストアドベンチャー・よこはま　トレイルアドベンチャー・よこはま

TEL：090-4750-0720　＼通年営業しています！／　TEL：070-4170-7354

公式HP

公式HP

ご予約は、上の二次元バーコードからお申し込みいただけます。

花図鑑プレゼント！ ※なくなり次第終了

会場内の「緑の街づくり基金」にご協力いただいた方に花図鑑をプレゼントしています。
公式HPからもダウンロードできます！
https://www.satoyama-garden.jp/map/

ガーデンネックレス横浜実行委員会

受付時間 9:00～20:00(10月26日まで)
問合せ:NTTハローダイヤル
TEL：050-5548-8686

JAPAN GARDEN TOURISM

協　賛

JA横浜 Yokohama　サカタのタネ　横浜植木 UEKI　Kitamura MOTOMACHI　なにげない感動をずっと。FANCL　ときめきと やすらぎをつなぐ SOTETSU

東急　横浜商工会議所　みなとみらい線 Minatomirai Line　一般社団法人 横浜市造園協会　ありがとう ハーバー　KEIKYU 京急電鉄

●株式会社ホテル、ニューグランド　●(公社)全日本不動産協会神奈川県本部横浜支部　●KINCHO園芸株式会社
●株式会社ハイポネックスジャパン　●株式会社三井住友銀行　●タカナシ乳業株式会社　●一般財団法人髙橋貞子記念会

Garden Necklace YOKOHAMA 里山ガーデンフェスタ

―自然豊かな里山と色とりどりの花々が織りなす風景美にふれる―

MAP 1 里山ガーデン総合案内所前

MAP 2 GREEN×EXPO 2027 ブース

MAP 3 大花壇

MAP 4 フォレストアドベンチャー・よこはま

連携企画 秋のスタンプラリー 里山ガーデン×ズーラシア×フォレスト／トレイルアドベンチャー・よこはま

スタンプを全部集めると下記の施設でおトクな割引サービスがご利用いただけます！

よこはま動物園ズーラシア

特典 平日限定入園料 一般料金から **5割引**

- 台紙1枚につき5名まで割引 ※必ず会計前に提示してください。
- 提示場所：ズーラシア正門入園券売り場
- 2025/9/22(月)、9/24(水)～10/24(金)の平日、1回限り(2025/10/21(火)は休園)

※土日祝日は本割引をご利用いただけません。※他の割引との併用はできません。

Check

フォレストアドベンチャー・よこはま(FA)トレイルアドベンチャー・よこはま(TA)

特典 曜日にかかわらず 利用料金から **200円引**

- 台紙1枚につき4名まで割引 ※必ず会計前に提示してください。
- 提示場所：FA／TAの各施設の受付
- 2025/10/20～2025/12/30中1回のみ有効

※ご予約や身長体重による利用条件等はHPをご覧ください。

Check

会場アクセス

＼期間中は無料シャトルバスを運行しています／

よこはま動物園ズーラシア隣接（横浜市旭区上白根町1425-4） | よこはま動物園正門（正門ロータリー4番のりば） ⇄ 里山ガーデン正面入口

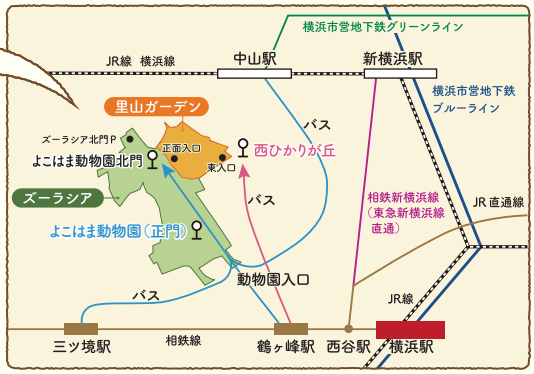

よこはま緑の街づくり基金

テントブース内にくるくる募金箱を設置中。みなさまのご協力で横浜を緑豊かな街に。

里山ガーデンフェスタのホームページはこちらから！

＃ガーデンネックレス横浜 ＃里山ガーデンフェスタ で投稿お待ちしています！

里山ガーデンフェスタ公式SNS ▶ @satoyama.garden @SatoyamaGarden

〈公式HP〉

ご来場の皆さまへお願い Request for All visitors

ご来場の皆さまに気持ちよくお過ごしいただくため、次の行為を行わないようにしてください。The following acts are prohibited at the venue.

- 動植物に触ったり、採取すること Touching or collecting animals and plants.
- 花壇の周りの芝生にはいること Go into the lawn around flower beds.
- 喫煙すること Smoking.
- 自転車を乗り入れること Bringing bicycles into the venue.
- ドローンなどの飛行物体を飛ばすこと Flying drones or other aircraft.
- 火気を使用すること Use of fires.
- 球技、ローラースケート、スケートボード、他者の身体若しくは物件に危害を及ぼす恐れのある行為を行うこと Playing with balls, roller skates and skateboards. Action that could harm another person's body or property.
- 園路をふさいだり物を置くなど、通行の妨げとなる行為を行うこと Obstructing the passage.

ペットをお連れのお客様へお願い About Pets

- ペットをお連れの際は必ずリードをつけてください。（犬、猫、鳥、その他全ての動物を含む） Please make sure to wear a leash on your pet. (including dogs, cats, birds and all other animals)
- 排泄物等は飼い主様の責任において処理、ご対応ください。 Excrement works in the responsibility of owners and please cope with it.
- ペットが芝生に入らないように注意してください。 Please keep pets out of the lawn.

横浜みどりアップ計画

横浜みどりアップ計画では、花や緑による横浜の魅力づくりを進めています。

花苗の約9割が市内産

食や農に関わる多様な人たち、農畜産物、農景観など、横浜らしい農業全体を一つの農場として見立てた言葉「横浜農場」を活用し、横浜の農の魅力をPRしています。「横浜の花で彩る大花壇」の約9割の花苗は、横浜市内の農家で育てられたものです。

FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C020167

©Expo 2027

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク

GREEN×EXPO 2027 YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷